

れは特別なものではなかっただろう。『麗 共同体という思想で貫かれているが、そ 井の皆さん」だった。 身自殺をした日商岩井の常務取締役の わゆるダグラス・グラマン事件に関連 回の疑惑、会社のイメージダウン、本当 区別も極めて薄かったのが当時だった。 遺書である。享年56。 に申し訳なく思います。責任取ります》 めに、男として堂々とあるべきです。今 大学院教授) しき共同体 1977年2月1日、 これは、 それから約30年が経過し、現在、 彼の言葉は、会社は人々が奉仕すべき 東京地検特捜部の事情聴取を受け、 航空機発注を巡る汚職、 (菅野和夫・明治大学法科 の中で、 あて名は 取締役と社員の 本社ビルから投 「日商岩

働関係の民事訴訟件数の推移である。

同体が崩れつつある。上に掲げた表は労

集団紛争事件も含まれているが、多くは

働く個人」

対「会社」

の争いだ。ここ

これには、

既に20%を切っている労働組

13年間で、その数は3倍にも増えている。

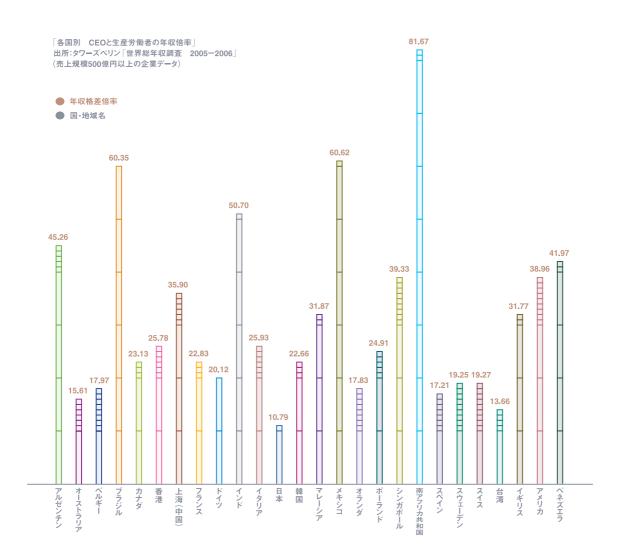
はじめに

Oct.-Nov. 2006 Works

編集担当 荻野進介(本誌)

も会社の生命は永遠です。それを守るた

《私たちの勤務はわずか20年か30年で



時代が一変したのである。

主のはずである。しかし、「会社のイメ

役が最も重視しなければいけないのは株 商岩井は上場企業であったから、 外部に対して責任を取る人のことだ。日

取締

合の組織率の低下も深く関係している。

った。取締役とは企業活動を監督し、

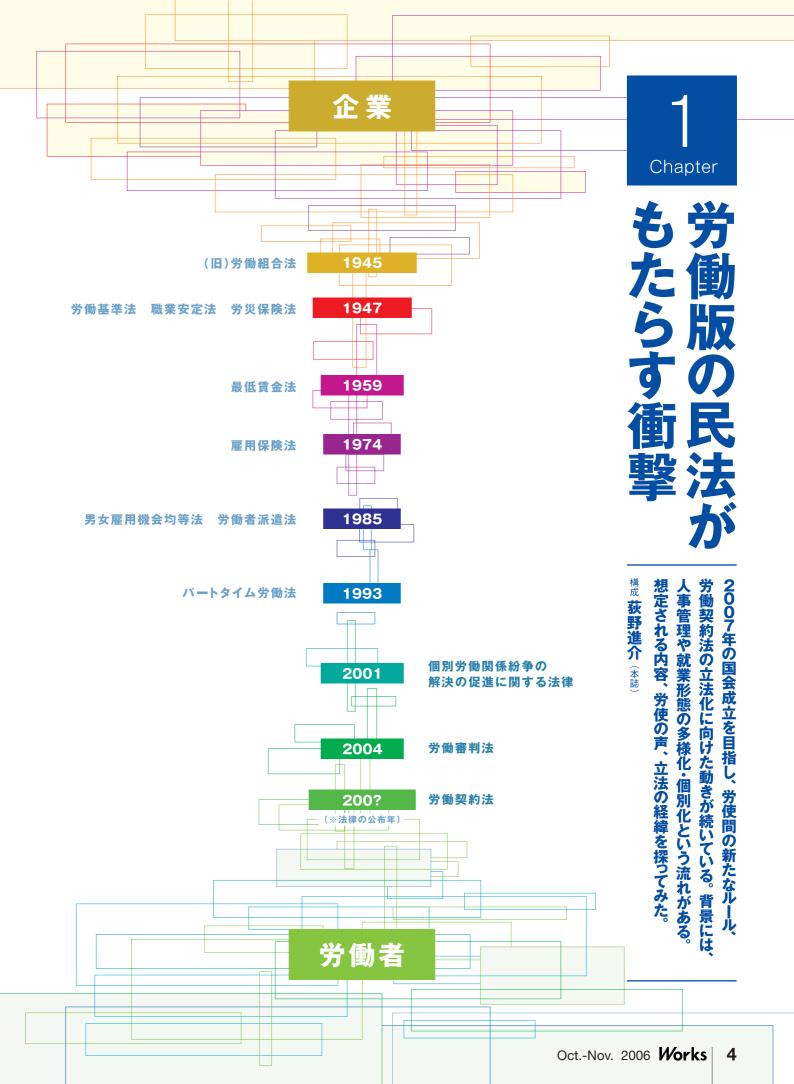
冒頭の話に戻れば、彼は取締役であ

の株主のことは一言も触れられていな

ージダウン」という影響を最も被るはず

い。これも彼を責めるわけにはいかない。

化がますます重要となる。 求められるのか。役割期待関係の明確 考慮した場合、この数字は明らかに低 を配らなければならない経営領域が大き 契約法、同じく役員と会社の新たな関 新たな関係を切り結ぶものとして労働 の関係にどんな影響を及ぼすかを探っ 予定されている法律が、働く人と会社 の特集では、新たに成立あるいは成立が になるのがルールとしての法である。こ 社会的責任、法令遵守と、経営者が目 倍である。昨今、株主価値の最大化、 フリカの約82倍、 数字だ。26カ国・地域中の1位は南ア EOと労働者の年収格差倍率を調べた 係を規定するものとして、改正商法と新 た。関係する法律は、従業員と会社の すぎるのではないだろうか。 く拡大している。 会社法、さらに金融商品取引法である。 ^{*}麗しき共同体。が崩れたとき、 いかなる条件のもとで、どんな働きが 上のグラフは、各国・地域別に、C 経営者の責任増加を 最下位は日本の約11 必要



これまでの日本に欠けていた法律だった。厚生労働省が発足させた「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」の座長もつとめ、 日本の労働法学界を率いる菅野和夫教授に立法の背景から解説してもらった。 労働契約法といわれてもぴんと来ない人が多いだろう。一言でいえば、経済社会の最も基本的な面を規定する労働版の民法であり、 労働契約法 立法の背景とそのポイント

管野和夫氏(明治大学法科大学院教授)



すげの・かずお 明治大学法科大学院教授 明治大学法科大学院教授 1943年生まれ。東京大学法学 部卒業、司法修習修了。東京 大学法学部教授、ハーバード・ ロースクール客員教授、東京 大学法学部部長を歴任。2004 年に退官。現在、東京大学名 誉教授、明治大学法科大学院 教授、中央労働委員会会長代 理。「今後の労働契約法制の在 り方に関する研究会」座長。 『労働法』(弘文堂)、『新・雇用 社会の法』(有斐閣)など著書 多数。

法の労働時間法制の改正問題もからん

議は難航しており、

来年の通常

れが必要になった背景から述べたいと思 な法律でしょうか。各論に入る前に、そ では労働契約法とはそもそもどのよう 予断を許さない状況にあります

国会への法案提出にこぎつけられるか

られる現代日本の社会を、 働く人々の8割が給与生活者で占め 私は 「雇用

05年4月に中間取りまとめを発表 する研究会」を発足させ、 る「今後の労働契約法制の在り方に関 その検討が行われています。2004年 な論議を呼んでいます。これに労働基準 審議が行われており、各界にもさまざま 条件分科会という労使が参加した場で 同9月に最終報告書を発表しました。 4月、厚生労働大臣が学識経験者によ 律を制定すべき、との提案がなされて、 ご存じのように、労働契約法という法 労働政策審議会の労働 会は翌20 的な紛争は数えるほどしか起きませんで 権利・義務の意識が薄い共同体の構成 実際上は密接な人間関係で結ばれた″麗 関係も法的には契約関係の一種ですが、 メンバーだったのであり、その結果、法 しき共同体』の関係でした。労使は、 わり滅多なことでは解雇されない。 ャリアパスなどみな会社任せで、その代 なモデルでした。従業員は配置転換、キ まで、終身雇用制が雇用関係の支配的 社会」と呼んでいます。この社会は従来

これを受けて、

型雇用者を増加させました。そのような 費削減と雇用の柔軟性確保のためにパ 状況の中で、個人と企業の間の個別労 については成果主義を導入し、また人件 また、雇用が維持された従業員の報酬 削減を行いました。直接的な解雇でな が続くと、 くても、事実上の追い出しを図りました。 ところがバブルが崩壊し、長期の不況 ト、派遣社員、 企業は生き残りのための人員 契約社員などの非典

> 部下、 です。『麗しき共同体』 決できずに外に出てくるようになったの 川隆一氏の記事を参照のこと)。上司と 編注:その内訳と傾向はパート3の山 働関係紛争が鰻のぼりに増えました(**※** いえます。 ーションが変化し、紛争が企業の中で解 会社と従業員の間のコミュニケ が変質したとも

と」という附帯決議が国会でなされ、 労働基準法改正時に、「労働契約につい たちの研究会が発足したわけです。 て包括的な法律を策定するため積極的 な検討を進め、必要な措置を講ずるこ こういう流れのなかで、2003年の

これまで存在しなかった 労働版の民法を作る

業紹介や指導は民間による事業を排除 し、国が主体となって行うことを基本と えてみましょう。戦後の労働法制は、 さらに法律面からも、この問題をとら

立てようとしているのです。 でもう1本、労働契約法制という柱を できます。今回、これら3つの柱と並ん た「労働組合法制」の3つの柱で説明 と対等の立場で交渉することを保障し 働基準法制」、労働者が団結して使用者 など労働条件の最低基準を定めた「労 した「職業安定法制」、賃金や労働時間

ではやって来られたのか。戦後の日本社 を明確にすることをねらった法律です。 こと、そして当事者同士が契約でルール なるように基本的なルールを法で定める はありません。契約関係が公正なものと といえます。ですから、違反しても罰則 で日本に欠けていた「労働分野の民法_ です。つまり、労働契約法とは、これま 自主的に解決するためのルールそのもの 判所やその他の紛争解決機関において 題が生じた場合、労使当事者自身が裁 いるのに対して、新しくできる柱は、問 門的な仕組みによって運営しようとして 枠組みを定めて、これらを労働行政の専 なぜ労働版の民法がなくても、これま 前の3つの柱が、労働関係の基準や

長い間うまく行きました。 れでうまく行くと考えたのです。事実、 約を労使間で結んでいくだろうから、そ れば、あとは労働組合が適切な労働協 基準法で労働条件の最低基準を確保す 委ねました。労働関係においては、労働

もうひとつの要因は、労働関係の権

上げられたのです。

契約における権利義務の問題は民法に は、上記の3つの柱を立てた上で、 会民主化の動きの中で生まれた労働法 雇用 しょう。

ろん、弁護士にもその存在がなかなかわ かりにくくては困るということになりま の数が飛躍的に増加すると、ルールがわ や紛争が少ないときにはそれでもよかっ かりにくいという特徴があります。裁判 た。ところが先述したように、個別紛争 判例というものは、法律の素人はもち

なくても、判例の積み重ねによって作り 係の基本ルールが、法律に明記されてい でした。それらの問題については、先述 利義務の問題に関する判例法理の形成 した終身雇用モデルに対応した契約関 ができません。

デルの判例が多数蓄積していったので はそれなりの理由が必要」という判例ル 生じているときには「更新しない措置に 更新に関する合理的な期待が雇用者に されました。有期雇用契約における雇い う判断基準も裁判例の積み重ねで形成 者選定の合理性、④手続きの妥当性と 必要性、②解雇回避の努力、③被解雇 解雇が有効かどうかは、①人員削減の 例によっていち早く成立しました。整理 的な理由が必要」という基本ルールが判 ば自由にできましたが、「解雇には合理 れだけ発達している国は珍しいといえま す。雇用関係についての判例法理がこ 止めについても、反復更新などによって、 いう4つの事項に即して判断すべしとい は解雇は1カ月の予告手当てを支払え ールが成立しました。他にも、配置転換 向、懲戒などについて、終身雇用モ 例えば、民法と労働基準法の規定で

> は自由だと書いてあるからその通りにや す。例えば、日本の民法を見ると解雇 企業が、安心して日本にやって来ること ったら裁判で負けた、となると、外資系

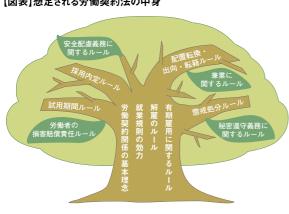
契約法なのです。 るのが、雇用関係の民法としての労働 基本的な側面です。雇用関係が国際化 し、終身雇用も変化するなかで求められ 雇用関係というのは経済社会の最も

労働契約法の内容

といったものでしょうか。 理念、就業規則の効力、 をあげるとしたら、労働契約関係の基本 項ですが、中核の〝幹〟のような事項 の成立から終了までの多岐にわたる事 です。議論の対象となったのは雇用関係 かで侃々諤々の議論が続いているから 致しているのですが、どんな中身にする こういう法律が必要なことは労使とも一 るか、という話ですが、大変流動的です。 では、労働契約法はどんな中身にな 解雇のルール

ということで入社する。企業はある程度 就業規則で決められている制度に従う 性格をもたざるを得ないからです。建前 全に1対1の関係ではなく、集団的な 上は1対1の契約でも、どの労働者も は、雇用関係は会社対労働者という完 いう基本的事項だと思います。というの しないと労働契約法が成り立たないと 就業規則の効力は、これを明らかに

【図表】想定される労働契約法の中身



と、就業規則による集団的な制度をど する就業規則が使用者と労働者の間の しい問題だと思います。 う調整するか。ここが一番基本的で難 つのか、企業と労働者という個別関係 労働契約に対してどのような効力をも また、就業規則の制定・変更につい

は、

非典型雇用の増加の中で労使が厳

発を呼びました。 提案を報告書で行い、 に一定の効果を与えてはどうか」という いう仕組みを任意で設置し、その決議 のない企業については、「労使委員会と 合との合意がそれにあたりますが、組合 重要です。労働組合がある企業では組 て労働者の意見を反映させる仕組みも 特に組合側の反

側の、後者は労働側の反対にあってい 制度を提案したのですが、前者は経営 理解雇の4要素と、解雇の金銭解決の 契約法に移されることになると思いま の2が最も基本ですが、この条項は労働 はならない」という労働基準法の第18条 解雇に関しては、「解雇権は濫用して 最終報告書ではさらに、先述した整

樹立されているさまざまなルールを明ら 出向、転籍といった人事、 分といえましょうか。そして、配置転換、 ある雇用関係に関するルールも幹の部 これらの事項に加えて、期間の定めの 試用期間等に関して判例で 懲戒処分、

> 等々に関するルールの明確化などは、 秘密遵守義務、 これに対し、 の周辺の枝葉にあたると思います。 かにすることが、主要な枝となります。 これらのうち、有期雇用の法的ルール 安全配慮義務、 労働者の損害賠償責任 兼業禁止 そ

平に合理的に管理する制度が必要にな

以上に大きくなれば、従業員集団を公

ります。その制度を決めているのが、

就

業規則なのです。使用者が制定・変更

別紛争の防止と解決に役立つようにす 択にも配慮すること、④増加している個 すること、③雇用関係の多様化の流れ 関係の公正さが確保されるように配慮 者と企業の間の交渉力格差の中で雇用 すること、②基本原則については、 原則と契約内容の双方について明確化 関係としての雇用の法的ルールを基本 ルールとしたりして、当事者の多様な選 対応できる幅をもたせたり、手続き的な の中で、それらのルールに個別ケースに しく対立する争点です。 法の基本的なねらいとしては、 · ①契約

法化社会の進展労契法制定の背景にある

は労働契約法と労働基準法の違いがよ からは「罰則のない法律を作ってどうす く認識されなかったようで、企業側は るのだ」という声が起きました。 「また規制強化か」と受け取り、 私ども法律家は、「雇用関係も契約関 労働契約法の提案については、最初 組合側

みな同じ流れです。

ること、などがあると思います。

を図るというやり方が、 ざまな議論が起こり、一定のプロセスを 約法も新時代の労働関係の基本法を作 ものですが、労働版の民法である労働契 的部分において誕生させ、その後に発展 要するのは当然でしょう。まずは、 るという事業であり、完成までにはさま 違いますし、 もちろん時代も法制度・法学の蓄積も は、近代国家となるための大事業でした。 明治維新の後、民法の制定というの 法の規模もはるかに小さな ひとつの選択肢

制定は、いわゆる司法制度改革を前提 律です。それには裁判所がもっと身近な てもらう法律というよりは、裁判所にお 従来のような労働行政機関に面倒を見 ことを考えます。しかし、労働契約法は、 るよりは行政機関に面倒を見てもらう 所は縁遠い存在であり、 考えますが、多くの日本人にとって裁判 大きな枠組みでいえば、労働契約法の 存在にならなければならない。 いて自分たちで権利を実現するための法 にした話なのです。 裁判所に訴え つまり、

法改正による企業統治の強化、 す。事前規制を少なくし、 ローバル化だと思います。戦後続いてき 法の制定、さまざまな取引法制の整備 にした上で、公正な競争を実現する。 による法化社会への移行ということで た談合社会から、法的ルールの明確化 なりましたが、その一番大きな背景はグ 近年、司法制度改革が大きな流れと ルールを明確 新会社

所に訴えることで権利を獲得できる」と 係であり、契約が守られない場合は裁判

かもしれません。

労働契約法 労使はこう考える

その直前に、使用者側として東京商工会議所、労働側として連合のキーパーソンにそれぞれ話を聞いた。 労働契約法については、厚生労働省が出した素案を巡り、労使双方が激しく反発、一時議論が宙に浮いていた。 舞台は厚生労働相の諮門機関である労働政策審議会の労働条件分科会である。議論再開は9月11日。

乱を生むだけだ

伊藤雅人氏(東京商工会議所労働委員長、オーデリック取締役社長)

されたところで現場の混乱を生むだけで という立場です。従来の判例法理を明 底させればよいことです。 既存の労働法の内容を、労使ともに徹 すが、昔と比べて労働紛争の本質が変 るために必要な法律だ」といわれていま のだと、趣旨はわかりますが、いざ施行 どに新たなルールを課す内容が検討され 文化し、就業規則や労働条件の変更な わったとも思いません。労働基準法ほか、 ています。かくも多岐にわたる内容のも われわれは「労働契約法はいらない」 「多発する個別労働紛争の数を抑え

出してきた案は、 っていない空論という感じがしますね。 最終報告書に基づき、厚生労働省が 現場の事情がよくわか

正社員になりたいのか有期雇用者はすべて

これはパート労働者などが一定回数以 ていい」と、望んでパートを続けている すが、それを法律で義務づけるのはやり 例えば、パートでも5年勤めたら正社員 人の雇用を阻害することになります。 はいると思いますが、「勤務時間が短く 過ぎです。正社員になれることを喜ぶ人 にすることを実践している会社がありま のない雇用に移行する、という内容です。 われわれが反対している案のひとつ 契約更新を行った場合、期間の定め 有期雇用契約に関する法規制です。

> 過ぎているところにも違和感を覚えまし うに、日本企業の9割は中小企業なの ないからです。煩雑な業務にどうやって た。代わりに検討されている労使委員会 のに、労働組合の役割を過大にとらえ これを改めようとするのでしょうか。 です。民法では、口頭による契約でも立 対応しろというのでしょう。ご承知のよ 企業は専任の人事スタッフなど、まずい 派に契約として認められています。 また組織率は既に20%を切っている

不可能にする危険機敏な経営判断を

判を起こし、勝訴したとします。その場 るのは、 検討されている案で、唯一、賛成す 解雇された労働者が解雇無効の裁 、解雇の金銭解決制度です。例え

われわれ企業の使命は、

消費者に

には労働組合が強く反発しています。 ともかく、従業員300名以下の中小 いう事項にも賛成できません。大企業は 労働条件の変更には書面化が必要と なぜ

> いとう・まさと -デリック取締役社長

東京商工会議所労働委員長 1954年生まれ。獨協大学経済 学部中退。79年にオーデリック入社、85年取締役、97年常 務取締役、98年より現職。98 年から東京商工会議所議員と なり、2003年3月労働委員長に

そのまま会社にとどまることを望まない ってどんなによいことかと思います。 銭で解決することができたら、双方にと ケースも多いのです。こうした場合、金 を得なくなると思います。労働者本人が、 ずくなって、結果として会社を去らざる ょうか。会社の規模が小さいほど、気ま 合、その人は元の職場に復帰できるでし

【図表】連合による労働契約法案要綱骨子(案)

<総則>

この法律は、労働基準法の規定と相まって、労働契約の適正なあり方について定め、雇用の安定及び労働条件の明確化を図ることを目的とすること。

- 労働契約の定義等)この法律において、労働契約とは、その名称の如何にかかわらず、一方 の当事者が相手方に対して労務を提供することを約し、相手方が賃金報酬 その他の対価を与えることを約する契約をいうものとすること。
- (2) この法律において、「労働者」とは、前掲の(1)の契約において、労務を提供することを約する当事者をいう。
- (3) この法律において、「使用者」とは、前掲の(1)の契約において、報酬を与えることを約する当事者をいう。
-) 自己の危険と計算のもとに業務に従事している者が、特定の者との間の 券務供給契約に基づき一定期間継続して専属的に当該業務に従事し、当該 業務が他の者による代替が不可能である場合には、その業務の実態に即し てこの法律の規定が適用または準用されること。

が必要なことは十分認識しています 究会を設置して試案 労働契約法に関しては、 私たち組合も労働契約 (図表) 連合 を既に 総 研 長谷川裕子氏

(日本労働組合総連合会総合労働局総合局長)

準法と労働組合法です。 が、 を作るには、 労働者が企業と対等に交渉できる法律 者を保護するために作られたのが労働基 働契約も例外ではなく、 b 年 を土台にすえるべきであるのに、 業と比べて弱い存在です。 べきです。 が話し合って合意することが基礎にある あ るのは契約両当事者の Ŏ 市民社会においては、 4月に示した案は、 この2つの法律に加えて、 からいえば、 問 題は中身です。 ただ、現実として労働者は企 どんな内容であるべきか ほど遠い内容でした。 私たちが目指す 厚生労働省 今回 企業と労働者 契約の基礎に その弱い労働 合意です。 力の弱い の議論で それが 労 13

強 |契約に関する手続き法という色彩が 手続き法にすれば行政指導がし [の案は労働契約法というより労 まったくないがしろにされています。

れるなら、 しまいます。 う経営判断が機敏に下せなくなって という経営者が出てきてもおかしく 会社経営などしないほうがま こんな法律でいちいち縛ら

することです。

現場で煩雑な業務

質がよい商品をできるだけ安く提供

11

を発生させる法律が施行されると、

の工場を閉めて別の地域に移すと

労働省が新たな案を出してくるはずです が、 ありません。 これだけ重要な法律ですから、 審議の再開が決まり、

働契約とは何か」 べきです。 いという面もあるのでしょう。 をもっと詰めて議論す 労

労使委員会 者を代表し

です。 過ぎていますから。 ものであり、 え方です。 規則を労働契約の内容と位置づける考 は る せて話し合い、 は企業が 両者の合意」 0) 私たちが真っ先に反対したのは、 は 就業規則=労働契約の内容とす 大いに無理があります。 私にいわせれば、 方的に決める社訓のような 労働者と企業が膝つき合わ という原則からかけ離 合意したものではない 就業規則と 契約

能を果たせるかもしれませんが、 うとしている点です。 を、 内容が社会通念上、 契約そのものにするために、 な 入する組合がある企業では労働組合に、 さらに問題なのは、 場合は労使委員会に判断を委ねよ 当該事業場の労働者の過半数が加 合理的といえるか 労働組合はその機 就業規則を労働 就業規則 労使委

契約法は民法の特別法なのだから、 3年と時間をかけて審議してもよさそう 2 年、

> す。 なのに、 ٤ いことを願ってやみません。 いう役所側 角を矯めて牛を殺す」 短期間で何としても法案化した の思惑も伝わってきま 結果になら



はせがわ・ゆうこ 連合 総合労働局総合局長 1950年生まれ。全逓信労働組 合中央本部婦人部長、同中央 執行委員などを歴任した後、 1999年連合(日本労働組合総 連合会) 労働法制局次長に就 任。同労働法制局長、雇用法 制対策局長、2005年から現職。 労働政策審議会・労働条件分 科会、職業安定分科会、能力 開発分科会などの委員も務め

労働組合と労使委員会が同じ機能を果

たすならば、労働組合への加入や組合

費を払い続けるインセンティブを削

いで

真の代表といえるでしょうか。

さらに、

とが多いのです。

そういう人が労働者

・は企業の指名だけで決まってしまうこ

挙で選ばれますが、

労使委員会のメンバ

員会は委員の選出方法を含め、

か

理があると思います。

組合代表は選

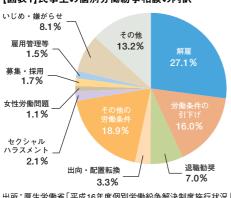
に予想できます。

会を作ろう」と誘引する危険が十二分

企業が「組合でなく労使委員

art

【図表1】民事上の個別労働紛争相談の内訳



出所:厚生労働省「平成16年度個別労働紛争解決制度施行状況」

約 3 0 紛争 になり、 9 常 も一種の紛争ですが、その数が10分の1 労働紛争が激増しています。 る 3分の1に減っています。 ところが個別 9 |労働行為に対する救済の申し立ても 集団的労働紛争が激減し、 訴訟と仮処分の合計) 人が当事者になって会社と闘う個別 ここ10数年、 1年に比べて、 00件へと大きく数を増やしま 労働争議のあっせん申請や、 地方裁判所への提訴件数 約 1 だけでも、 0 0 0件 争議行為 方で、 から (通 1 不

え払えば解雇できるという口実を企業 であるのに会社がお金を払えば労働契 に与えるようなものです。 解雇が「無効」

度です。これは、

気に入らない人は金さ

さらに問

の濫 の金銭

解決制

でほとんどが解決しており、 解 ようとしています。しかし、ドイツでは、 雇に関する問題は裁判に先立つ調停

制度がモデルで、それをそのまま輸入し 金銭解決は

ういう制度を入れる必要はないのです。 そうした状況なのに、何も仰々しく、 は調停による和解に落ち着いています。 発展するケースはほとんどなくて、 Ŕ 解雇を巡る争いのうち、 裁判までに 多く

題なのが解 雇の金銭 解決制 約を終わりにできるというのはドイツの 滅多に使われていません。現在の日本で

激増していることがあげられる。確かにその数はバブル崩壊後、 労働契約法の必要性が議論されるようになった背景のひとつに、 現在までに約3倍に急増している。 個別労働紛争がここ10年あまりの間に

その内訳と急増の理由、こうした状況を受けて企業人事が配慮すべきことを語ってもらった。

川隆一

氏

(慶應義塾大学法科大学院教授)

労働組合が当事者にな 内容 間

倍になっています。両者は鮮やかなコン 関 した トラストを見せています。 るのに、 係の集団紛争が3分の1になって (図表2)。 個人が当事者になる紛争が3 大まかにいえば、

です。 でしょうか。民事上の個別紛争相談 題などが大きな原因となっているよう ではどんな内容の争いが起きているの これは以前と変わりません。 が労働条件の変更で、 「いじめ・嫌がらせ」も意外に多 (図表1) を見ると解雇が最も多 賃金の減額 次に多

0,1



やまかわ・りゅういち 慶應義塾大学法科大学院教授 1958年生まれ。東京大学法学 部卒業、ワシントン大学ロース クール修士課程修了。同大学 助手を経て司法試験合格。弁 護士、武蔵大学専任講師、筑 波大学大学院ビジネス科学研 究科教授などを経て現職。『国 際労働関係の法理』(信山社出 版)、『ケースブック労働法』(共編著、弘文堂)、『諸外国の労 働契約法制』(共編著、労働政 策研究・研修機構)などの著書 がある。

労働版の民法がもたらす衝撃

2006年4月から始まったのが労働審判 事態を受け、紛争のスピード解決を目指し、 かなかったが、個別労働紛争の増加という も通常の事件と同じ手続きで訴訟を行うし 存在しなかった。従来は労働事件について

【図表2】地方裁判所における労働民事事件新受件数



出所:最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概況」

4つの原因

か。

く

4番目に位置しています。職場がぎ

必然的にトラブルの種が増えたのです。

もうひとつは労働市場の変化です。

女

すぎすしてきているということでしょう

る例もありました。こうしたことから、 併や営業譲渡で、組織が大きく変化す 成果主義に代表される、さまざまな制度 ます激化する一方、長引く不況のもと、 行 の導入・変更が行われました。さらに合 いわゆるリストラ(雇用調整)に加え、 の理由が考えられます。ひとつは企業 動の変化です。企業間の競争がます

個別労働紛争の増加

個別紛争が増加した背景として、4

型の雇用管理がうまく機能しなくなっ き手が増えましたし、パートや派遣とい った雇用形態の多様化も進みました。 本人男性の正社員を中心とする従来 高齢者、外国人といった多様な働

ているのです。

ません。 規制が強められた分野では、それが紛争 用機会均等法の改正など、法律による の増加につながったという面も否定でき 3番目は法規制の変化です。 男女雇

事態が起こっているのだと思います。 が部下の不満に正面から対応できない という上からの要求が厳しいのか、上司 ろが、「部下の管理より、まず業績を 紛争の調停役にもなっていました。とこ 低下で、それが無理になってしまいまし は職場の上司がよき相談相手になり、 た。さらに組合が防ぎきれなくても、 ことはないはずですが、組織率の大幅な 機能すれば、個別紛争がこんなに増える もと組合の労使協議による紛争予防 4番目は予防機能の低下です。 もと 昔

あっても、「我慢すれば、後でいいこと 功処遇のもとでは、少しくらいの不満が 化とも関係があります。長期雇用と年 すから、我慢する意味がなくなってしま くなった上に、年功処遇も崩れたもので です。ところが、長期雇用が保証されな があるから、表には出さないで働き続け る」という選択肢にも合理性があったの

> 提供・相談制度、 立し、①都道府県労働局における情報 上のシステムとして、 柱で構成される制度が創設されました。 よる紛争解決のあっせん、という3つの による助言指導、③紛争調整委員会に 1年には個別労働紛争解決促進法が成 ったと思うことも少なくないでしょう。 これは行政上のシステムですが、 こうした事態を解決しようと、200 ②都道府県労働局長 2004年に労働 司法

不満があるという前提で

審判法が成立しました(コラム参照)。

紛争管理を

います。 相談窓口を作るのも有効な対策だと思 ける会社が増えていますが、同じような るべきです。内部告発窓口を社内に設 本来は会社の中での円満解決が図られ 従業員と会社の間のトラブルですから、 しかし、いくら仕組みが整備されても、

ります。コンフリクト・マネジメント 相談できる体制を作っている企業もあ 門相談員を配置し、従業員がいつでも その中には、 理手続きを設ける企業が増えています。 に課している企業も多い。 (紛争管理)という名前の研修を管理職 最近、アメリカでは企業内に苦情処 相談室を作って、そこに専

苦情件数が増えたことが、システムが有 件数だそうです。新たな手続きを作って る重要な指標は、そこに寄せられた苦情 そういう苦情処理手続きの効果を測

予防機能の低下は雇用システムの変

働審判委員(労使それぞれの出身者)、合 会が設置され、1人の裁判官と、2人の労 具体的には、地方裁判所に労働審判委員 通常裁判所とは別の労働裁判所がこれまで 労働審判制度とは何か 日本にはヨーロッパ諸国にあるような、 計3人で委員会を構成する。委員会は3回

以内の審理で、話し合いによる調停を目指 し、異議がある場合は通常の訴訟に移行す 事者が異議を申し立てなければ審判は確定 し、解決に至らない場合は審判を下す。当 労働問題の専門家が関わり、短期間で迅

制度開始から2006年7月末までの4カ 月で、全国で約360件の活用があった。 企業双方にメリットがあると考えられる。 速な結論が出されるという意味で、労働者、

日本はまったく逆で、不満がまったくな ね。いかにもアメリカ的だと思いました。 い組織が正しいあり方であるという認識

効に機能している証拠だというのです

がまだ主流ではないでしょうか。

然であり、一定割合の従業員は必ず不 満を抱くものだということを認識した上 昔のような一枚岩の組織は逆に不自

従業員の不満を把握して有効に解決す を考えるほうが自然でしょう。むしろ、 で、「どうしたら不満が解決できるのか」 ることこそ、組織の問題点を認識して改

事の大きな課題といえます。 ントという発想の導入が今後の企業人 識変革を含め、コンフリクト・マネジメ 善することにつながります。そうした意

労働立法の流れと労働契約

法律とはある目的を実現するために作られ、同じ分野の法律であれば、当然、相互に深い関連をもつ。 労働契約法にとどまらず、最近、労働関係の法改正や新しい法律の制定が頻繁に行われている **寺山洋一氏**(香川大学法学部教授、平成国際大学客員教授 つひとつの法律を見ていると見失いがちな「法律の流れ」を、立法学という見地から明らかにしてもらった。

あるべきか」を語るのが法解釈学とする 立法政策や立法過程、立法技術の観点 置づけはどのようになっているのかを、 律が成立しているのか、法律と法律の位 のような政策に基づいて、それぞれの法 を通じて法律を解釈するのではなく、ど わせて政策を実現するのか」を考えるの と、「いかなる法律をどのように組み合 から探る学問です。「どのような法律で 私が専攻している立法学は、裁判例

含め、平成以降、労働立法はあわただ 今話題になっている労働契約法制も が立法学といえるでしょう。

と思います。 や労働時間制度の見直しが議論されて 流れをたどりつつ、今なぜ労働契約法制 そこで立法学の見方から、労働立法の と、かえって大筋を見失いかねません。 法律は精緻な法理論で組み立てられて しい動きを見せています。一つひとつの いるのか、などについて明らかにしたい いますので、その内容に深入りしていく

この法律は、当時、社会問題となって 縮の促進に関する臨時措置法)です。 に成立した時短促進法 最初に取り上げるのは、1992年 (労働時間の短

> 働時間を短縮しましょう」という法律で 暇の取得推進の3本柱です。 徹底、所定外労働の削減、年次有給休 労働時間1800時間を目指して、「労 した。その方策は、週40時間労働制の いた働き過ぎの解消のために、年間総実

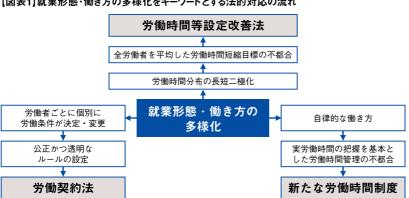
柔軟な働き方の実現へ働き過ぎの解消から

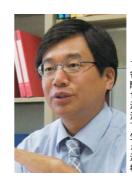
という意味で、効果をあげました。その 成立し、実労働時間を平均的に下げる この法律は5年間の時限立法として

> 間が長時間に及んでいたのです。 の正社員に仕事が集中し、その労働時 短い人が増える一方、30代の働き盛り 生じてきました。働き方の多様化に伴っ の後、10数年を経ると、新たな問題が を一律に扱っている点です。しかし、そ 政策上の特色は全労働者の実労働時間 などの非正規雇用といった労働時間の て、パートタイム労働者や派遣労働者

ど、労働者が抱える多様な事情に対応 啓発、地域活動、 赴任、ビジネススクールに通う等の自己 前者については、育児や介護、単身 ボランティア活動な

【図表1】就業形態・働き方の多様化をキーワードとする法的対応の流れ





を勘案しつつ、

休日や休暇の問題も含

そこで、

健康や生活面の多様な事情

て、

夫改善が求められます。

のみならず、

休暇や休日のあり方にも工

ればなりません。そのためには労働時間

就業環境を良好なものにしていかなけ

また後者については、

長時間労働

者

てらやま・よういち 香川大学法学部教授、平成国 際大学客員教授 1959年生まれ。慶應義塾大学 法学部卒業。中央大学大学院 法学研究科前期博士課程修 了。その後、労働省(現在の厚生労働省)へ入省。2006年4月 から香川大学法学部教授。立 法学の立場からの論文を多数 執筆。

立法ではなく恒久法です。 のにしていくための法律が、 改善に関する特別措置法) 間等設定改善法 月 から施行されています。 各人の働き方を柔軟で多様なも (労働時間等の設定 これが労働 2006年 で、 時 限

3つの方向性 就業形態・働き方の多様化

行します。 ています。 個々の労働政策の大枠の方向性を示し 3つの方向性を順番に見ていきましょう。 検討されたりしています。以下、 既に法律ができたり、二方面の立法化が ている重要なキーワードだと、 近 の多様化」です。実はこの言葉こそ、最 ってきます。それが「就業形態・働き方 を探っていくと、ある言葉が浮かび上が 間分布の長短二極化という現象が進 !の労働立法の流れの底辺にあって、 実は、 働き方の多様化」に伴って、 最初の方向性として、 労働時間等設定改善法の背景 こうした事態に対処するため このキーワードを軸として、 私は思っ 「就業形 これら 労働

するという労働政策の流れにつながって

いきます

とになります。 す。 を見てみますと、平成14年度は約62万 ٤ の増加を推測せずにはいられません。 ではありませんが、個別労働関係紛争 ろん、これは相談件数であって紛争件数 した一律の対応にほころびが出始めま 方の多様化」に伴って、 定され、あるいは変更されるようになる 万8000件に伸びています。 などに寄せられた総合労働相談件数 000件ですが、 次の方向性として、 個別の労働関係紛争も増加するこ 労働者ごとに個別の労働条件 例えば、 平成17年度には約 「就業形 各都道府県労働 会社側 態 が用意 もち -が設 働

0

題です。 合の ば、 個 平成17年労働組合基礎調査結果によれ 合 ました。 して会社と交渉していましたが、 7 います。以前でしたら、 の蚊帳の外に置かれている現状も問 々の労働者が抱える悩みを肩代わ 0) 推定組織率は18・7%まで下がっ ない会社も増え、それが難しくなり)組織率の長期的な低下傾向です。 多くの非正規労働者が労働

司 別労働関係紛争の解決の促進に関する に沿って2001年に成立したのが個 解消する政策が求められます。この流れ ステムです。 さて、 法側の紛争解決システムとして、 個別の紛争が増えたら、 これは行政側の紛争解決シ さらに2004年、 それを 今度は 労

に定められたのが、これまで見てきた労 時間等設定改善法です

局

6

90

これに拍車をかけているのが、 労働組合が 労働組 労働組 組 'n

なります。

政策は、 ち、 うになります。 律的な働き方をする労働者が増えるよ はなく、 時間と賃金が比例するような働き方で き方の多様化」に伴って、 部改正では、 入され、 正によって専門業務型裁量労働制が導 最後の方向性として、「就業形 987年の労働基準法の 賃金と成果が結びつくような自 以前から見られました。 1998年の労働基準法の 新たに企画業務型裁量労 こうした事態に対処する 従来の労働 態・ すなわ 部改

こうした政策の流れをより進めた形 自律的に働き、 労働時間の長短で

『制が導入されました。

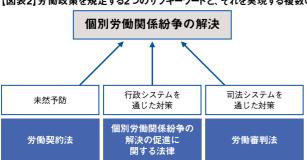
で、

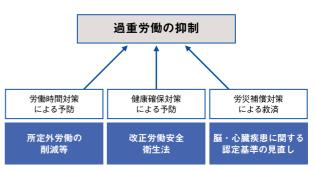
働審判法が成立しました。

拠り所となる公正かつ透明なルールとし をするわけです。 内容を決定してもらおうと、 者同士が実質的に対等な立場で、 然に防止し、会社と労働者という当事 を考えるのではなく、 個別の紛争が起きてからその対処方法 とができるのが、 に役立つ労働契約法制です。 労働者の実情に合わせて労働契約の こうした一連の流れの中でとらえるこ 労働契約法制が検討されることに そこで、 個別紛争の未然防止 紛争をなるべく未 その当事者の 発想の転換 つまり、 個

なかなか見つからないでしょう。 かの基準がなければ、その解決の筋道は 判所へもめごとがもち込まれても、 制と表裏の関係にあります。 する法律や労働審判法は、 つまり、 個別紛争の 解決 労働契約法 の促進に関 行政 何ら いや裁

【図表2】労働政策を規定する2つのサブキーワードと、それを実現する複数の法律・施策





法山 【律と政策を見る【と登山ルートで

事時間と生活時間の調和」 個々の労働政策を大きく誘導していく 側面から各種の対策が進められていて、 重労働の抑制」 お話しした労働時間等設定改善法です。 て考えれば理解しやすいでしょう。 あれば、「仕事日と生活日の調和」 ることができます。また、 し込むと、 活との関わりでとらえた「仕事と生活 メインのキーワードとすると、これを生 したとらえ方の延長上にあるのが、 短促進法のあたりから、 もうひとつのサブキーワードは、 就業形 この は 態・ 労働時間の問題としてとらえ サブのキーワードになるでし 「仕事と生活の調和」 働き方の多様 です。 これに関しては 休暇の問題で 労働時間 にまで落と 化 を一仕 とし こう が 0

告書が、2006年1月、 リカに見られる制度) ラー・エグゼンプション(※編注: 検討されています。これが、ホワイトカ 審議会で審議がなされています。 から発表されていて、現在、 るのがふさわしい労働者のための制度が ご承知のとおり、 の労働時間制度に関する研究会」 間制度の適用を除外するもの。 カラー労働者が従事する業務 量性の高い業務について、 仕事の成果や能力で評価され これに関しては の議論です。 厚生労働省 労働政 労働 のう ホワ 今 報 策 ż 行 1 その一方で、

ち、 イト は

補償対策のルート、という3つの登山 じく健康確保対策のルート、 防するための労働時間対策のルート、 う 法学的な見方といえるでしょう。 して、 このように、 疾患になってしまった場合における労災 対応として、 てしまった場合における労災補償上 脳・心臓疾患、いわゆる過労死となっ 心臓疾患の認定基準が見直されました。 トが設けられていることになります 法律のあり方を見ていくのが、 をイメージした場合、それを予 ひとつの政策目標を基点と 2001年12月に、 「過重労働の抑制」とい 脳・ 心臓 脳 立 同

それを予防するための労働契約法制に 係 政 合における よるルート、 ル 0 促進に関 :紛争の解決」という 同じとらえ方でいけば、 (司法コース) という、 ٤ する法律」 一個別労働関係紛争の 紛争が起こってしまった場 同じく労働審判法による によるル *ш*″ 「個別労働関 について、 3つの登 1 が解決 行

今般の労働時間等設定改善法でも所定 を健康の側面から見ているのが、 (残業) 同じ の削減を促しています。 「過重労働の抑制 本人が希望す 過重労 2 0 0 月 題/ す。 Ш ルートを想定することができます。

とが事業者に義務づけられました。 働による健康障害を防止するため、 安全衛生法です。これによって、 れば医師による面接指導を実施するこ 6年4月から施行されている改正労働 また、不幸にして過重労働によって った労働者について、 00時間以上の時間外・休日労働を

> から、 必要な措置を講じること」とあります。 0 う場を設けて積極的に検討を進め、 策定するため、 衆参の各委員会が政府に要望する 両院の委員会による附帯決議が重要で の労働基準法の一部改正に対する衆参 考えるにあたっては、2003年6月 について若干触れておきたいと思いま 結果に基づき、 つまり、 という目標と、 とイメージしてみてください。 附帯決議とは、 労働契約について包括的な法律を 労働契約法制の検討過程の大筋を 後になりましたが、 一労働契約法制を企画立案しなさ 「労働条件の変更、出向、 国権の最高機関である国会 専門的な調査研究を行 法令上の措置を含め 「そのために専門的 法案の採決に際 労働契約法制 転籍な そこ

当性を帯びてくるのか、 現実的妥当性や履行可能性を判断する 大切な役割を担っていると考えられま 現在、 『政策審議会で行われています。 労働政策がどのようにして現実的妥 その結論ばかりに目が向きがちです 労働政策審議会は、労働政策の 労働契約法制を巡る議論は労 という過程にも 般

関心を抱いていただければと思います。

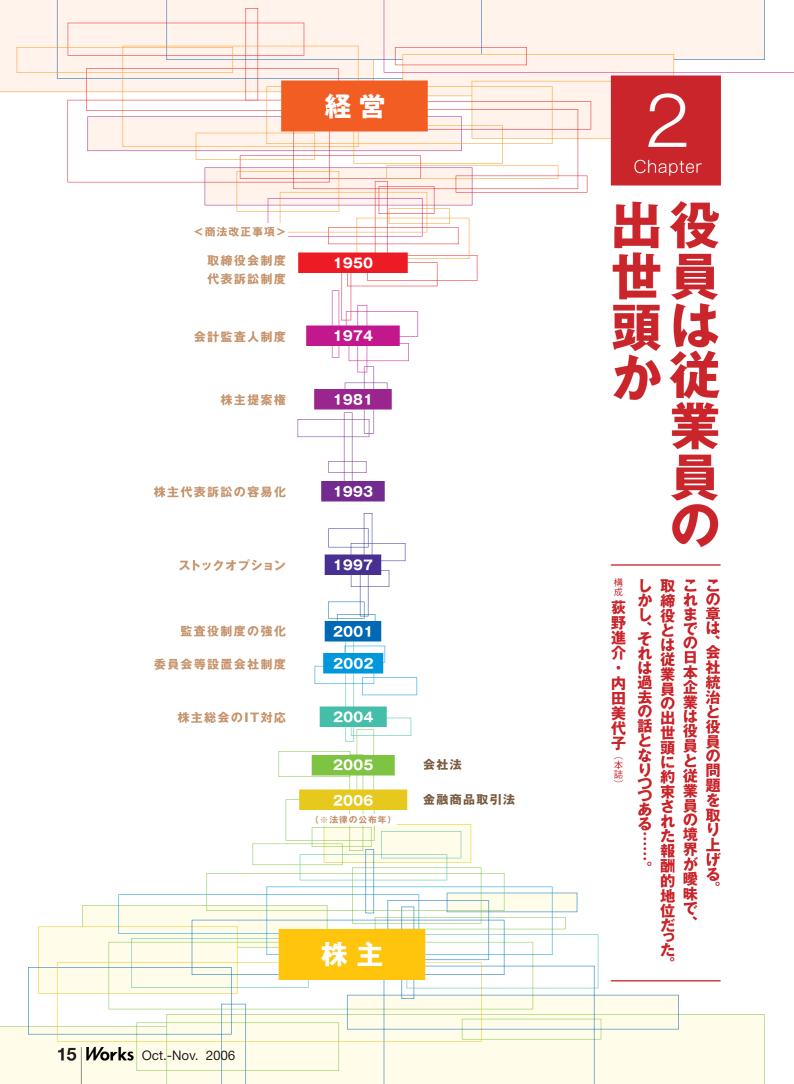
法制の在り方に関する研究会」を発足 翌2004年4月に一今後の労働契約 されたわけです。これを受けて、

政府は、

な研究会を設けなさい」という道筋が示

させ、

を発表しています。



日本企業のガバナンスは弱いとよくいわれる。「ガバナンス=法律に裏打ちされた経営の監督体制」ととらえるならば

戦後すぐから高度成長期、バブル期、そして現在、さらに未来に至る日本企業の統治体制史を概観する。 その通りで、法治ではなく人治で事足りたのが、1980年代までの日本企業だったといえる。

矢内裕幸氏 (日本取締役協会 専務理事)



やない・ひろゆき 日本取締役協会 専務理事 1955年生まれ。慶應義塾大学 1955年生まれ。慶應義塾大学 文学の哲学科卒業。日本コー オピート・ガバナンス・フォーラ ムで、98年「コーポレート・ガバ ナンス原則」、2001年「改訂コーポレート・ガバナンス原則」 の策定に事務局長として携わ る。02年3月中間法人日本取 締役協会設立と同時に現職。 『江戸に学ぶ企業倫理』(共著、 生産性出版)、『取締役の条件』 (共著、日経BP社)などの著書 がある

そのものをもつ企業が大変稀でした。 営の執行と監督の分離」が日本でもいわ う肩書の人はいても、専ら業務の執行の 業務執行者だけがいて、 ーだったので、彼らが基本的にガバナー 運輸省が金融や産業のポリシーメーカ 目を担っていたのです。大蔵省や通産省 ん。戦後の長い間、 ロだったかといえばそうではありませ れ始めましたが、当時は経営監督機能 みを担っていたのです。90年代以降、「経 締役はいませんでした。取締役社長とい (統治者)として君臨しました。 日本企業にガバナンス体制がゼ 監督官庁がその役 真の意味の取 高度成

業統治強化 の流

まず1993年の商法改正で、 株主

たのです。

役の派遣を通じて、企業を統治してい

が次なるガバナーとして登場してきまし 長期に資金需要が旺盛になると、銀行

いわゆるメインバンクが融資や取締

業がたくさんありました。いわば労働者 営者の決定事項に異議を唱え、 ないくらい大きなものでした。労組は経 管理企業というわけです。 労働組合の存在も今日とは比較でき 内容の変更が日常的に行われた企 その結

990年頃までの日本企業には、

うことです。 ことで、法律による統治が必要になった のです。それはつまり、 も崩壊し、労働組合の影響力もどんど 官庁の事前規制、メインバンクシステム からを厳しく律する時代が到来したとい ん弱まりました。これまでの三大ガバナ その後、バブルの崩壊とともに、 が弱体化し、 ガバナンスが希薄化した 企業自身がみず 監督

> す。 ました(コラム参照)。 0) 従来型の監査役会設置会社と、 のは、2003年の改正商法の施行で ました。しかし一番インパクトがあった 997年の改正ではストックオプション 査役会の設置が法定化されました。 訴訟が容易になったほか、 が導入され、役員報酬の改革が始まり 上の大会社については社外監査役と監 企業統治スタイルが選べるようになり 権利強化」 アメリカ式の委員会等設置会社と の一環として、 商法特例法 株主代表 2通り

です。 率を確保するための会社内部の仕組み) 内部統制システム(業務の適正さと効 関わってきます。大きな影響があるのは 施行されました。ポイントは、経営の自 由裁量の拡大と会社内部の規律づけで 何れにおいても、 取締役の職務の執行が法令や定 企業統治の問題が

株主総会 選任 監査役(会) 監査 型の委員会等設置等会社という制度が生ま れた。ここでいう「等」とは、日々の業務 て、従来の監査役制度とは別に、アメリカ 2003年4月の改正商法施行によっ

委員会設置会社と監査役会設置会社

行されている会社法では、その「等」が取 株式会社が委員会設置会社になることを許 れて、会社の規模にかかわらず、すべての を担う執行役を意味する。 今年 5月から施

委員会設置会社では、取締役会の中に、

選任

な活動状況のうち、(ロ)取締役会での発

収防衛策、役員報酬、

社外取締役と会

計監査人の問題など、実務上さまざま

を義務づけています。取締役の任期、買 統制システム構築の基本方針の明文化 款に適合していることの確認など、内部

れました。(図表2)。注目すべきは、④主 締役に関する事業報告事項」が定めら な変更を要する点が出てきています。 また会社法施行規則として、「社外取

言内容、(ハ)取締役会での発言による重

能はこれら3委員会に委譲されている。 方針を決定するだけで、重要な経営監督機 なければならない。取締役会は経営の基本 取締役で構成され、過半数は社外取締役で 委員会が設けられた。それぞれ3人以上の 別報酬を決定する報酬委員会という3つの 監査する監査委員会、取締役と執行役の個 決定する指名委員会、取締役の業務執行を 株主総会で決議する取締役候補者の議案を

根拠がない任意の社内制度である。 97年にソニーが導入して一般に広まった う執行役を選出する。この執行役は、19 経営の監督にあたり、日々の業務執行を担 ねるわけだから、人事の透明性の担保とい 執行役員とは別物で、執行役員は法律上の う効果が期待できる。取締役と取締役会は なら会長や社長が握ってきた。その権限を 社外取締役が過半数を占める各委員会に委 指名委員会、報酬委員会の権限は、従来

査役会設置会社である。次のステップとし だ67社で、日本企業の大部分は従来型の監 改正が求められる。 て、委員会設置会社の普及を促すような法 今年5月現在、委員会設置会社の数はま

選任

遵守が求められる条項ですが、ここまで 応、という3つの項目です。来年からの 要事項の変更事実、(ニ) 不祥事が発生 い日本独自のものです。 詳細な項目の開示は世界でも類を見な した場合、事前予防の中身と発生後の対 ガバナンスは

企業の繁栄を実現する手段

れています。 企業統治の問題を考える原点ともいわ 作成した企業統治に関する報告書で、 引所や公認会計士協会の依頼を受けて ベリー卿が中心となり、ロンドン証券取 スという企業の会長エイドリアン・カド があります。カドベリー・シュウェップ に作られたカドベリー報告書というもの は何でしょうか。イギリスで1992年 そもそもコーポレート・ガバナンスと

着目して、経営に対するチェック機能や 義の後半部分(アカウンタビリティ)に ビリティ(説明責任)をしっかり果たす れてきました。 こと」です。当時から最近まで、この定 業の繁栄を達成するために、アカウンタ ブレーキ役としてのガバナンスが重視さ それによると、企業統治の定義は「企

きました。つまり、カドベリー報告書の わってきています。経営のチェックやモ った面にスポットがあたるようになって ニター役以上に、企業価値の向上とい ところが現在、世界的に風向きが変

【図表1】委員会設置会社(左)と監査役会設置会社(右) 株主総会 選任 選任 取締役会 取締役会 監査委員会 **部酬委員会** 代表執行役 代表執行役 執行役

【図表2】会社法施行規則第124条に定められた、社外取締役に関する事業報告事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等であるときはその事実
- ② 他の会社の社外役員を兼任しているときはその事実
- ③ 当該企業の役員の三親等以内の親族などであるか
- (イ) 取締役会への出席状況、(ロ) 取締役会での発言内容、(ハ) 取締役会での発言によ る重要事項の変更事実、(二) 不祥事が発生した場合、 事前予防の中身と発生後の対応
- ⑤ 社外取締役と会社とが責任限定契約を結んだときは、その契約内容
- ⑥ 社外取締役の報酬総額
- ⑦ 親会社や子会社からの報酬総額
- ⑧ 当該社外取締役の前各号に関する意見

※条文をもとに編集部が作成

同様の企業として、これもアメリカで

任、

倫理的責任、

公共的責任、

法的責

する責任という意味ではなく、

経済的責

| 六方よし」 ということを唱えています。

6つのステークホルダーに対

真っ当な額の税金を支払うことで国家 酬を与える。取引先とは正当な金額で 以上のような仕組みを採っているわけで いるのがまさにこれです。 こともできますが、グーグルが目指して ダーに対する責任の取り方」と定義する ナンスを「当該企業の、各ステークホル への義務を果たす。コーポレート・ガバ 知的労働者が行う。株主には金銭的報 ん。そんな中で、グーグルは戦略的に、 い統治手法だと思います。 引を行う。雇用面で地域に貢献し、 企業の意思決定は、創業経営者や 21世紀型の新

ガバナンス』(企業の競争力を高める統 のです。私はこれを『イノベーティブ・ クセルの役割が重視されるようになった して、経営のブレーキ役だけでなく、ア 定義の前半部分(企業の繁栄)に注目 治手法)と呼んでいます。 私が注目しているのがグーグルのガバ

採っている企業は上場ができません。 には可能です。しかし証券取引所のルー 組みは黄金株と呼ばれ、日本でも法的 から否定しているともいえます。この仕 です。これまでの株主資本主義を真っ向 る議決権をA株だけに付与するやり方 企業の方向性を決める意思決定に関す 般投資家が所有する株はB株と区別し、 ナンスです。経営陣がもつ株はA株、 で禁止されているため、この仕組みを

ホームグランドと呼んでもかまいませ 国です。株式市場はアメリカ人の故郷、 アメリカは徹頭徹尾、株主資本主義

> 明記した「我が信条」が有名です。 地域社会、株主といった各ステークホル ダーに対して、自社が果たすべき責任を すが、ジョンソン・エンド・ジョンソン (J&J) があります。 顧客、 従業員

21世紀の「六方よし」へ 江戸時代の「三方よし」から

えるのではないでしょうか。 経営が本来の日本企業のモデルとなり 営者資本主義でしたから、ジョンソン・ エンド・ジョンソン、グーグルのような もともと日本はアメリカとは異質な経

経営あるいは理念経営といってよいかも こそ、近江商人は全国的な成功を収め 味です。この「三方よし」があったから という三方よしを実現すべきだという意 益も考えるべきではないか、だったら 商売をさせてもらっている地域社会の利 「三方よし」があります。商売を行うと 「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」 に永続的に商売を続けようと思ったら、 きは、売り手と買い手の双方にとってよ 人は世界の先駆者であり模範なのです。 しれませんが、そういう意味で、近江商 ることができました。ステークホルダー い取引であることが望まれますが、さら この「三方よし」に対して、当協会は 江戸時代の近江商人が遺した言葉に

の責任をまっとうする存在なのではない 指しています。企業は本来こうした6つ そして「六方よし」は本業を通した実践 か、という理念に基づいているわけです 文化的責任、それに理念的責任を

社会的責任)の実践なのです。 昨年の株主総会でエーザイ、

っとうすることが即ち、 ある企業倫理の原点であり、

C S R

本業をま

とはグーグルと同じように、 向けて宣言したということです。このこ 責任を有する存在であることを社会に や取締役は企業理念を実現する重大な 場です。エーザイやイオンが企業理念を が経営者の一番大切な役割」という立 などの理念経営では「企業理念の実現 ところが、グーグル、J&J、近江商人 とに、株主価値の最大化を目指します。 株主の代理人である取締役の監督のも 株主資本主義の立場では、経営者は 定款に組み入れたということは、経営者 イオンの2社が定款を変更し、それぞれ 企業理念を定款に組み入れました。 21世紀型の

の形だと思うのです。 がイノベーティブ・ガバナンスのひとつ う流れは日本でも強まるでしょう。これ をしているかを監査するのです。こうい 経営陣が掲げられた理念に沿って仕事 既にあります。専門の監査人が入って、 査以外に、経営理念監査というものが 欧米では、通常の財務監査、 業務監

新しい統治手法だと思います。

のです。これこそが企業統治のハートで

によってこそ近江商人の精神に適うも

金融商品取引法(日本版SOX法)が大きな影響を及ぼすものと考えられる。 ひとつは経営陣の報酬決定の方法とその額であり、もうひとつは次期経営者(CEO)の指名・選考プロセス・ 企業の経営を適切に監督するには、3つの方面からのチェックが必要だ。 それぞれの最新動向に詳しいコンサルタント、大学教授に、現状とこれからの方向性を語ってもらった。 三つ目は全体の内部監査だ。 最後の内部監査については、2008年度からの施行が予定されている

これからの経営に必要な3つの施

阿部直彦氏 (タワーズペリン マネージングプリンシパル 駐日代表)

2003年の改正商法の施行で、委



あべ・なおひこ タワーズペリン マネー プリンシパル 駐日代表 マネージング 短口に数 1961年生まれ。慶應義塾大学 商学部卒業。タワーズペリンロ サンゼルス支店入社。東京支 店に転勤の後、主に大手日本 企業向けコンサルティング活動 に従事する。経営者の報酬制 度の戦略立案、制度設計・導 入および大手企業数社の報酬 へのよび八十近来級社の報酬 (諮問)委員会へのアドバイザ ーを務める。著書として『会社 を変える報酬改革』(東洋経済 新報社)などがある。

ます。以前は自分たちの報酬額を自分 社のコンサルタントも、いくつかの会社 る会社も増えてきました。私を含め、弊 委員会(アドバイザリーボード)を設け 設置会社でなくても、任意の報酬諮問 が日本にも誕生しました。さらに委員会 会設置会社)という企業統治の仕組み 定プロセスの透明性、 大きな一歩といえます。こうした報酬決 も入れた機関で審議するわけですから、 たちで全部決めていたのに、社外の人間 の報酬委員会のアドバイザーを務めてい 員会等設置会社(新会社法下では委員 客観性、 独立性

> 間がその場にいてはまずいということで す。日本の場合、過半数は社外でなけ ます。CEOの評価と報酬を決めるの ればいけませんが、最近は全員が社外と ですから、CEOはもちろん、社内の人 会は全員、社外取締役で構成されてい は、今後ますます必要になるでしょう。 いう会社も出てきました。 アメリカやイギリスの場合、報酬委員

悪ければ減るという業績連動化が進ん 思います。賞与は、業績がよければ増え、 改善されていますが、固定報酬の水準 は増えていません。これはよい傾向だと このところ日本企業の業績が大きく

1日半から2日、

拘束時間は200時

変増えています。私どもの調査でその数

でいます。退職金を廃止する会社は大

は大手上場企業の4割強に上ります。

日米の違い

0時間拘束で済んだものが、 後、アメリカ企業のガバナンス体制は非 ションではなく株式そのものを付与する 事件以降、アメリカでは、ストックオプ 平な監督ができなくなるので、エンロン どです。株価に一喜一憂し過ぎると公 きましょう。まず取締役ですが、賞与は 常に強化されました。社外取締役の場 やり方が主流になっています。同事件の なくて固定報酬のみという場合がほとん 行役にわかれますので、それぞれ見てい 役員は監督側の取締役と経営側の執 以前だったら、月1日、 年間10 現在は月

【図表1】社外取締役の報酬額を開示する主な企業

社外取締役に対する報酬額

三菱商事 4人に8600万円 ソフトバンク 2人に2000万円 エーザイ 9人に7110万円

● 社外監査役に対する報酬額

日本郵船 2人に1800万円 商船三井 2人に1400万円

● 社外役員全体に対する報酬額

住生活グループ 4人に2400万円

※金融、新興三市場を除く東証のホームページ上で開示している企業。支払い対象期は2005年度。2006年8月22日付日本経

済新聞より

とにかく優秀なCEO人材が必要なと 成されているのです。 きがあります。金に糸目をつけない、ス え下さい。 パーCEO』の人材マーケットが形 フリーエージェント制と同じだとお考 本の場合の現在の相場は、 会社が存亡の危機にあって、

0

酬と賞与を足して1億円を少し切りま が終身雇用制のもとでの内部昇進で アメリカと違って、 CEOのほとん 固定報

間くらいになっています。それに比例し 況ですから、 1200万円になっています。 500万円だったのが、現在は固定が て報酬も上昇し、以前は日本円で60 200万円、 オプションによる利益が400万~ 万~700万円の固定報酬とストッ 苦労しているようです。 取締役のなり手を探すのに 株式報酬が600万~ こんな状 で、 日

0

くらいです。 りません。これら゛スーパーCEO゛よ 同じような額をもらっているわけではあ たとえ大手企業でも、 さまじい金額になっています。 EO報酬を見ると、 道されるフォーチュン500社などのC 万から1000万円くらいでしょうか。 式報酬を渡している会社が若干数ある 下の人は、 次は経営側です。アメリカで毎年報 本の場合は、 固定報酬が1億円、 固定報酬額は年間600 固定報酬中心で、 何十億円というす すべてのCEOが しかし、 賞与 株 ます。

流の相 別 開 示は

合計して10億円程度が平均です。上位

30人がなぜ高いかといえば、

プロ野球

が 2 億円、

株式報酬が5億~8億円で、

利益といっても、 ところに落ち着いてきています。 バランススコアカードも一世を風靡しま それからEVA(経済的付加価値) 資産利益率)、キャッシュフローの 評価されるのでしょうか。 を含めた経営側の役員はどんな指標で Е 主に賞与に関わることですが、 (株主資本利益率)やROA 最近の日本企業は利益を見る 営業利益、 過去10年、 経常利益 CEO 口に 総 額 Þ R

が強くなっています。 ない力が加わっているのでしょう。 がってきた人たちなので、 賞与は業績に連動して支払う姿勢 報酬が増え 方

ませんが、 界中で一元化した日本企業はまだあ も出てきました。役員の報酬制度を世 CEOや副社長が外国人というケース でしたが、最近は執行役員はもちろん、 が就任するケースはほとんどありません 者のほうが低いことも起こりえます。 業がアメリカ企業を買収したとすると、 きているのも事実です。 的なバランス論では済まされなくなって 本企業で執行役員以上の役職に外国人 たアメリカ人幹部の報酬を比べたら、 んになると、 経営のグローバル化を考えると、 本人CEOの報酬と、 海外を含めた買収や合併が盛 それも不可避になると思い 例えば、 子会社にな 日本企 日本 日 前 ŋ

役員報酬というと避けて通れない

適しています。また、3年くらいの中期 りする企業では、 かったり、多種多様な事業を抱えていた 業の特性上、数字だけでは評価できな Oは税引後利益で評価しています。 会社では、 税引前利益といろいろありますが、 全員が理解できる点が一番大切です。 いを見ます。 計画がしっかり描ける企業は達成度合 執行役員は営業利益、 何れにせよ、シンプルか 同輩企業との比較 C E ある

です。 重要なのです。 で決められているか」を知ることが一 EOの報酬額はいくらで、 事項だからです。 にいくら支払うか」というCEOの専管 での対象は、 が金額開示です。この場合、真の意味 執行役員の報酬額は「どんな人 経営トップ、つまりCEO 株主にとっては、 どんな仕組み

ます。 的な圧力が急速に強まってくると思 報告書への開示が義務づけられました ではじめて、 3年くらいの間で、 に向けた対応が迫られるでしょう。 口 本だけです。 国で開示が義務化されていないのは日 法律で義務づけられています。先進5カ 締役も含む全役員の個別報酬の開示が (会社法施行規則121条5号)。 ーバルに活動する企業ほど、 アメリカの場合はトップ5人、イギリ 示は国際的な常識になりつつあり、 フランス、ドイツでは執行役員、 報酬方針がある場合、 ところが、 開示に向けた国際 今回の新会社法 個別開 事業

どんな基準と 指名委員会は次 ブロセスで選ぶのか

川島いづみ氏(早稲田大学社会科学総合学術院教授)



1985年早稲田大学大学院法 学研究科博士後期課程満期退 学。専修大学法学部助教授・ 教授を経て、2002年より現職。 日本取締役協会CEO委員会副 委員長。専門は商法(会社法) 証券取引法。著書に『商法総則・商行為法』(共著、有斐閣)、 『21世紀の企業法制』(共編著:

> 聞いています。 年9月に

もっている企業は、類似の会議体も含 約30%に過ぎませんが、指名委員会を めれば、65%に上っています。指名委員 回答企業のうち委員会等設置会社は

指名委員会はその100社にしかない 似した委員会を任意で置く企業が増え 査役会設置会社でも、指名委員会に類 のかというと、そうではありません。監 社はおよそ100社あります。それでは から3年たち、 2003年に改正商法が施行されて 現在では委員会設置会

改正商法への対応

ンス改革に積極的に取り組む企業が多 在の役員構成や指名委員会についても を実施しました。このアンケートでは現 対応が進んだのかを知ることができま く含まれており、 正会員企業194社。回答企業:45社 るアンケート」(対象:日本取締役協会 本取締役協会CEO委員会では昨 「サクセッションプランに関す 調査対象企業にはガバナ 商法改正後にどこまで

業の対応は速いようです。 形式的な基準で見ればかなり整備され 取締役が半数を占めており、 など、委員会の独立性も保たれています。 企業では社外取締役が委員長を務める てきたといえるでしょう。予想以上に企 約半数の

せん。 もっと活動すべきだと非難するのは簡単 頻度は年平均4回、 ですが、状況はそれほど単純ではありま は言いがたい状況です。指名委員会は 1・2時間で、活発に活動していると ているのかを見てみると、委員会の開催 方で指名委員会がどの程度活動し 平均開催時間は

権限は「株主総会に提案する取締役 役割や業務が具体的に示されました。 置会社制度を導入するにあたっては、報 たすのかは、各企業が自主的に検討し す。この権限以上にどのような役割を果 選任案を決めること」にとどまっていま まり深まらず、指名委員会の法律上 しかし指名委員会についての議論はあ 会と監査委員会については、求められる 務が検討されました。そのとき報酬委員 もともと商法改正により委員会等設 指名、監査の3委員会の権限や職

会の平均的な役員構成を見ると、社外

執行役員も対象取締役だけでなく

す。

試行錯誤を重ねているのが現状なので

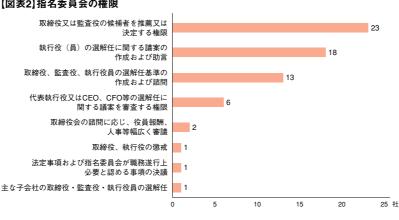
した。他方、執行役(員)の選解任の 企業は回答企業の45社中、 役の候補者を推薦又は決定」をあげる 法定の権限も含めた「取締役又は監査 似する委員会の権限と審議事項につい 上ります(図表2)。 も、合計で37社(複数回答を含む) 議案作成や基準作成などに携る委員会 ても尋ねています。その結果を見ると、 アンケートでは指名委員会とそれに類 23社ありま

なったのは自然の流れといえます。 CEO等業務執行者の任用は企業にと としてその中心的役割を担っています。 任務はCEOを選ぶことであり、 です。実は欧米では取締役会の重要な 活動の範囲を広げている企業も多いの 候補者の決定以外にも、 から、日本でもこの点を重視するように っては経営に直結する重要な問題です 委員会は「経営をする人を選ぶ委員会_ このように、法律で定められた取締役 指名委員会の

基準の明確化が必要に社外取締役の導入で

う批判も出てくるでしょう。社外取締役 取締役に次の執行役を選べるのかとい 執行役の選任もするとなれば、 社外

【図表2】指名委員会の権限



この人が候補者なのかを説明するのに、 準とプロセス作りに取り掛かる必要があ 候補者を評価し選抜していくための基 ンケートでも約3割と多くありません。 を評価する基準をもっている企業は、 かを示す必要があります。現在は候補者 う優れているのか、経験なのか実績なの だということをどういう観点から見てど っている」では理由になりません。優秀 目を意識するようになっています。 に済みました。当時と比べれば今は外部 おかげで、経営に大きな支障もきたさず 会社の人はみな、この人が優秀だと思 評価や市場からの評価、 特に株主の なぜ ア

社内取締役と社外取締役ではどちら

いうことです。 を巡っては、 やプロセスを説明する必要が出てくると も判断できるように、候補者を選ぶ基準 の実情に精通していない社外取締役に は別のところにもあります。それは社内 いますが、社外取締役を導入する意味 格には合わないといった批判がなされて に経営を判断できるのか、日本人の性 なり手がいない、社外の人 が

あっても誰も異論は唱えられませんでし た。それでも日本全体が成長期にあった 後継者を選ぶのが当然で、反対意見が

1990年代初めまでは現経営者が でしょう。

彼らは提供された情報を見て客観的に と社外は半分ずつ程度にするのが限度 に通じていることが必要ですので、社内 近づいていきます。しかし経営について 判断するだけですので、むしろ監査役に の判断も求めるのであれば、社内の状況 して大半を社外取締役にしてしまうと、 って違ってきます。独立性を高めようと いいのかは、取締役に求める機能によ

ダイバーシティ 取締役会に求められる

ので、まずは女性の取締役が増えるとい す。日本の取締役会は男性が中心です の数値目標を定めている企業もありま 配慮した構成にして、中には構成比率 欧米の企業は既に性別、国籍、 でしょう。国際的に事業を展開している としてダイバーシティが求められてくる すが、今後はさらに、 在は独立性の重要さが強調されていま いでしょう。 社外取締役を任用する基準では、 取締役会の構成 人種に 現

期にあります。まず取り掛かるべき課題 です。今は明確な基準をもっていない企 現在の日本企業の指名委員会は過渡 役員・経営陣の指名基準の明確化

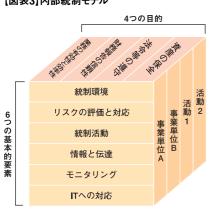
> 書化する必要があります。 はずです。それらを意識的に明示化、 業でも、文書化されていないだけでお互 いになんとなく認識している基準がある

う選抜するのか、 ていくかを考えて、客観性のある方法を れば、企業が自社の中から候補者をど 者を選ぶことになるでしょう。そうであ てくることは稀で、今後も社内から候補 設計していく責任があります。 また日本ではCEOを社外から連 長期的にはどう育成し

基準とプロセス 化し公表を

られる時代なのです。 での重要な判断材料となります。 新たな後継者が選ばれ選任されるシス ます。また現経営者に問題があるときに、 で選考されたのかを知りたいと望んでい ませんでした。しかし、株主は自分たち 社外に開示している企業は1社もあり るでしょう。アンケートでは指名基準を を社外にも開示していくことが求められ スを明確にして開示していくことが求め 営陣をどう選ぶのか、その基準とプロセ テムが備わっているかも、 の代理人である取締役が、どういう基準 さらに今後はこれらの基準やプロセス 投資をする上 次の経

【図表3】内部統制モデル



ば命取りになりかねません。同じことが

の指が腐っているときに気がつかなけれ の体にたとえれば経営者は頭脳です。足 プロセスや仕組みが内部統制です。

企業にもいえます。

はった・しんじ 青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科教授 1982年慶應義塾大学大学院 1982年慶應義塾大学大学院 商学研究科博士課程修了。青 山学院大学教授を経て2005年 より現職。現在、金融庁企業 会計審議会委員(内部統制的 会部会長)、日本監査研究学会 会長、国連ガバナンス改革運 営委員会委員なども務める。 著書に『これだけば知っておる 著書に、『これだけは知っておき たい内部統制の考え方と実

務!(日本経済新聞社)など多数。

する必要が出てきます。こうした一連の

人間

組みを組織に張り巡らせ、 織内の状況を把握するには、

人員を配置 何らかの仕 が大きくなれば、それは不可能です。

組

の様子まで把握できても、

組織規模

小規模な会社なら経営者が組織の末

田進二氏

(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

部統

制

営品質向上のための

2年制定の商法改正で内部統制構築を 免れる理由にはならないとの判断を示し 為を知らなかったということは、責任を きっかけでした。2000年9月、 られるようになったのは、 ました。これらの判決を受けて、 企業のトップが社内でなされた違法行 2) では、 解した神戸製鋼所の利益供与事件 して総額約830億円の賠償金の支払 法令遵守体制を構築する責任があると 判所は、取締役にはリスク管理体制と 和銀行事件 を命じました。 内部統制が日本でも真正面から論じ 裁判所は異例の所見を出し、 (※1)の判決を下した裁 2002年4月に和 2つの事件が 2 0 0 <u>*</u>

> になりました。 内部統制体制の整備が要請されること

攻めの金融商品取引法へ守りの商法・会社法から の金融商品取引法へ

プロ 計画・戦略立案と社員目標の整合性お 向性の明確化と浸透する仕組み」 念・経営ビジョン・指針など経営の方 品質賞の評価規準と同じで、 策定した内部統制の評価規準は、 す。 もっと前向きに、経営戦略の一環とし 織体系を会社の中に用意することで、 進するために必要な一連の手続きや組 切かつ健全に、 どめるために管理体制をいかに作るかと 法行為を未然に防ぎ損失を最小限にと て攻めの議論としてとらえるべきもので 統制は、 いう守りの議論です。 商法と会社法が扱う内部統制は、 セスの明確化と改善の仕組み」 例えばカナダの勅許会計士協会が 経営責任を負った経営者が適 評価への反映の仕組み」「業務 効率的に事業活動を推 しかし本来の内部 「企業理 「経営 経営 違

そのものだとわかります。 このように考えると、 内部統制は経営 この前向きな

行われるよう、

資産の保全を図ること。

分が正当な手続きと承認のもと適切に

義務づける規定が新設され、

会社法で

のが、 社が公開し続けるために最低限守るべ 規制する必要はないものです。 が経営そのものとすれば、 告制度だといえます 内部統制の考えを前提に制度化された きルールとして、 会への影響は甚大です。そこで、 公開会社が不正な情報を発信すれば社 金融商品取引法での内部統制報 今般の制度の導入が図 **(※** 3)∘ 本来は法律で 内部統制 しかし、 公開会

られたといえます。 内部統制の4つの目的と 6つの基本的要

業活動に関わる法令、規則、 ③事業活動に関わる法令等の遵守: 性のある情報の信頼性を確保すること。 び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能 ②財務報告の信頼性:財務諸表、 務の有効性と効率性を高めること。 動の目的を達成するために、日常 ①業務の有効性および効率性:事業活 行されるプロセスと定義しています。 内部統制は次の4つの目的を達成する を示しています 準となる、 で制度化された内部統制報告実務の基 部統制報告部会では、金融商品取引法 ④資産の保全:資産の取得や使用、 などの規範遵守を促進すること。 ために、企業内のすべての者によって遂 金融庁企業会計審議会が提出した内 内部統制の基本的な枠組み (図表3)。 そこでは、 倫理綱領 およ <u>の</u>

大和銀行事件

は事実を確認した上で隠蔽工作を図っ 対して大和銀行本部とニューヨーク支店 0億円)の損失を発生させたが、それに 米国債の不正売買で11億ドル(約118 大和銀行ニューヨーク支店のトレーダーが

※2 神戸製鋼所事件

総会屋に2億円あまりの利益を提供して 簿外取引などを利用して裏金を捻出し、 いたというもの。

告書を提出しなければならない 008年4月1日以降から適用される 務を課している(第24条の4の4)。2 した「内部統制報告書」を提出する義 確保するための内部統制について評価 む。このなかで、財務諸表の適正性を B)のルール整備など幅広い内容を含 規制の強化や株式公開買い付け(TO 06年に成立した。投資ファンドへの 目的に証券取引法などを改正し、20 市場の透明性の向上と投資家の保護を ため、2009年3月期から内部統制報

を支援していた5つの民間団体によっ めに設立された「トレッドウェイ委員会」 かに粉飾をなくすかを調査研究するた Commission。アメリカで経済社会からい soring Organizations of the Treadway ບo o o = The Committee of Spon-て設立され、内部統制に関する統合的な

※5 SOX法

「証券諸法に準拠し、かつ、その他の目的革法」と俗称されている。正式名称は制定された法律で、日本では「企業改 のためにおこなわれる企業のディスクロ 飾決算事件を受けて、2002年7月に 事件、2002年6月のワールドコムの粉 アメリカでの2001年12月のエンロン ージャーの正確性と信頼性の向上によ 投資家の保護をするための法」。

> ります。 するために必要な次の6つの基本的要 部統制の有効性を判断する規準にもな 素によって構成され、これらの要素が内 内部統制はこれら4つの目的を達成

響を与える基盤のこと。 を与えるとともに、他の基本的要素に影 すべての人の統制に対する意識に影響 針など、組織の気風を決定し組織内の ①統制環境:経営者の倫理観や経営方

成を阻害する要因をリスクとして識別 (2)リスクの評価と対応:組織目標の達 をとる一連のプロセスのこと。 分析、評価し、そのリスクに適切な対応

外および関係者への正しい伝達を確保 適切に識別、把握、処理されて組織内 務の分掌などの方針や手続も含まれる。 切な実行を確保するために定める方針 (4)情報と伝達:必要な情報が適時かつ や手続のこと。権限や職責の付与、 ③統制活動:経営者の命令や指示の適 職

セスのこと。 能していることを継続的に評価するプロ (5)モニタリング:内部統制が有効に機

⑥

ITへの対応:業務内で利用されて を定め、脆弱性、 いるITについて適切な方針や手続き 危険を把握して対応

効かどうかを経営者が評価し内部統制 務報告の信頼性に関する内部統制が有 基準に則して、

4つの目的のうち②の財 金融商品取引法はこれらの内部統制

> う求めています。 部監査人がその開示内容を監査するよ 報告書として報告することに加えて、

ちんと機能しているかチェックすると同 チェックされることになります。 時に、経営者自身もその仕組みによって を組み込んだ内部統制システムを整備 む必要があります。経営者は6つの要素 響しているため、すべての目的に取り組 要があるように、4つの目的は相互に影 は業務が有効かつ効率的になされる必 し、適切に運用する。そして仕組みがき ただ財務諸表の信頼性を確保するに

デファクトスタンダードに なりうる日本モデル

業と監査人が受け入れに合意できるよ 以上に厳格に法を運用したため、 の効率性や有効性に貢献しない無駄な 的になった会計事務所が主導して必要 5大会計事務所の一角が破綻し、 OX法(※5)はあまりにも制定を急 た内部統制モデルを基礎に、最新化と 準となっているアメリカのCOSO(※ 0) が露呈してきています。エンロン事件で 国内化を図ったものです。アメリカのS いるのです。こうした状況から、 いだため実際の運用が進むにつれて問題 4)が1992年および94年に公表し 内部統制基準の策定に当たっては企 この内部統制モデルは、現在国際標 分も含まれ膨大なコストが発生して 、わが国 業務 保守

部統制の品質と信頼性の高い情報が扣 統制基準は、現在の状況に対応した内 う配慮しています。従ってわが国の内部

わからないという批判が出てくるかもし 中心にした内容のものが公表されると思 組みが尊重されるよう、原則的な考えを ですが、おそらく各企業の主体的な取り ません。 ング会社でもIT会社の仕事でもあり るのが経営者の仕事です。コンサルティ れませんが、どう実施していくかを考え われます。原則だけでは何をしていいか 年内には実施基準が公表される予定

揮することが求められています。 とを肝に銘じて、経営者には有効な内 必要です。脆弱な内部統制は結果とし 従って事業が健全に行われているかを常 すべての従業員に浸透させ、その意図に 図で経営をしているのか、その考え方を 者次第です。内部統制の第一の目的に れます。それを活用できるか否かは経営 企業価値や競争力、営業力の向上とい 弱みやリスクを把握して見直すことで、 ば、これまで気づいていなかった会社の 部統制構築に向けたイニシアティブを発 て不適切で非効率な経営をもたらすこ に確認できるような体制を整えることが あるように、まずは経営者がどういう意 ったコストを上回るベネフィットが得ら 経営者は内部統制をうまく構築すれ

ドになりうると期待しています。

として、日本発のデファクトスタンダー 保でき、現実に受け入れ可能なシステム

Part 3

後はそれぞれの企業の実行が待たれるのみだ。ここでは、改正商法施行前から、独自の経営諮問委員会を設けて成果を上げていた帝人、 2003年の改正商法、今年の新会社法施行と、日本企業のガバナンスに関連する法的整備はほぼ終わり、 委員会設置会社のひとつとして、活発な委員会活動で知られるパルコ、

理念によって経営を監督する」という新たな試みを模索中のイオンを取り上げる。

CASE 1 E社 帝 岳 長 人

は意設置のアドバイザリー・ボードは長交替に効果を発揮した

帝人グループ 常務執行役員 CSO補佐 特別プロジェクト担当 野口泰稔氏

2003年の改正商法の施行で委員2003年の改正商法の施行で委員会社というアメリカ型企業統治の仕組みが日本でも導入されたが、それ以前の1999年に早くも、アドバれ以前の1999年に早くも、アドバれ以前の1999年に早くも、アドバイザリー・ボードは経営全般へアドバイザリー・ボードは経営全般へアドバイザリー・ボードは経営全般へアドバイザリー・ボードは経営全般へアドバイザリー・ボードは経営全般へアドバイザリー・ボードは経営全般へ

会に近く、社長の交代および後継者の設置会社における指名および報酬委員び社長で構成される。役割は、委員会び社長で構成される。役割は、委員会の助言と経営トップの評価を行い、5の助言と経営トップの評価を行い、5

在でいる。任期は2年だ。 上下のメンバーには外国人経営者、元外 で官、日本の著名経営者などが名を連 交官、日本の著名経営者などが名を連 ないる。任期は2年だ。

在まで決定が翻されたことはないという。ではなく、取締役会の決定を待つが、現で、ここでの評価や決定は最終的なものあくまでアドバイザリー・ボードなの

不可欠の仕組みグローバル企業に

この制度を作ったのは前社長の安居

に取締役の数を24名から10名以下に減

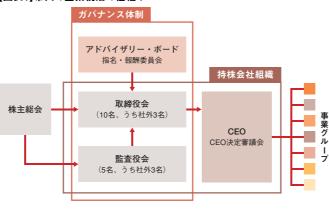
で、導入されたものです。それと同時期

経営の仕組みが求められるということと見の野口泰稔氏は話す。「当時、安居でしてやっていくのか、それとも、グローバル企業として生きていくのか、問いかけました。みなの答えは当然グローバル企業でした。そうであれば、グローバル企業でした。そうであれば、グローバル企業でした。そうであれば、グローバル企業でした。そうであれば、グローバルに通用するガバナンスのしっかりした。

帝人グループ

- ●事業内容: 合成繊維、フィルム、樹脂、 医薬医療、IT
- ●本社所在地:大阪市中央区および東京 都千代田区
- ●設立年:1918年
- ●従業員数:18819名
- (2006年3月31日現在) ●売上高:9381億円(2005年度)

【図表1】帝人の企業統治の仕組み



れる。 です。 リストのレビュー、育成計画、 す」(野口氏)。秋には次期社長候補者 を行うときは社長退席のもとで行い、終 材育成状況なども見ます。社長の評価 は社長が選任しますが、ボードのメンバ の進捗状況について審議する。「候補者 了後、本人に結果をフィードバックしま 社長の業績評価と報酬案の決定が行わ ざまな角度から助言がなされる。また、 報告と新年度の計画が説明され、 である。春には社長から前年度の実績 2回開かれる。場所は日本および海外 アドバイザリー・ボードは春と秋の年 それに事業計画の達成状況、 「指標はROA(総資産利益率) およびそ さま 人

業統治の基本的仕組みを整備したわけ 役が過半数を占めるようにしました。企 できたと思います」。 つきりし、 て、役員一人ひとりの責任と権限がは に移行しました。ここまでやってはじめ プ制を敷き、2003年に持株会社制 です。さらに2001年には事業グルー 執行役員制を導入して社外監査 経営のスピードアップが実現 す。 り、

補になるような人は機会あるごとにボー ーにとって未知の人ではありません。候

> 況の説明を行ったり、会食をともにした もいるので、事業経験はもちろん、表現 ドにオブザーバーとして参加し、 名います」。 きな要素になります。候補者は常時、 力、提案力、国際感覚なども非常に大 いるわけです。外国人や元外交官の方 それとなく、能力や人柄が見られて 何らかの接点をもつようにしていま 事業概 数

員・ から選ばれる。 「ストレッチⅡ」という独自の経営者候 レッチI」、課長クラスを対象にした 帝人は部長クラスを対象にした「スト 群育成制度を設けており、 理事候補は主に「ストレッチ」 執行役

補

実現するきつかけに スムーズな社長交替を

由を告げ、 はボードのメンバーに自分が退任する理 突然病気が発見され、任期半ばで退任 長に就任する際だった。「前任の安居は は、 することになりました。そのとき、 この仕組みが一番効果を発揮したの 現在も社長を務める長島 徹氏が社 後任候補者の選定に入って 安居

> そ、不協和音が出ることもなく、トップ交 だわけですが、逆にこれがあったからこ の企業からいえば煩わしい手続きを踏ん バイザリー・ボードのメンバーからは高 外に思われた節もあるようですが、 長に選ばれました。長島は役員になって 長島は、2001年秋、取締役会で社 られていました。ボードから推薦された 島はボードにオブザーバーとして顔を出 り込まれました。それまでに何度か、長 もらったわけですが、その結果長島に絞 替がスムーズに進んだともいえます」(同)。 く評価されていたのだと思います。通常 からの年数も短く、当時、 していましたので、メンバーにもよく知 世間からは意 アド

などに沿って決めていくものですから」。 その会社の歴史や風土、 うな気がします。コーポレート・ガバナ は思い悩んだあげく、同じ選択をしたよ ですが、あの法律が先にできていたとし ンスは唯一の正解があるわけではなく、 こうだった。「あくまでも個人的な見解 を採用したのだろうか。野口氏の答えは ても、安居をはじめとする当時の経営陣 た商法改正が先にあったら、帝人はそれ 委員会等設置会社の制度が導入され 仕事のやり方

【図表2】パルコの企業統治の仕組み

株主総会 経営の監督 指名委員会(4名、うち社外3名) 連携 取締役会(9名、うち社外4名) 報酬委員会(4名、うち社外3名) 経営監督 グループ監査室 代表執行役社長(CEO) 代表執行役副社長(COO) 経営の執行 経営会議 各執行役 内部監査 各部門

執行役員制を導入、任期も1年に短縮 2年には、 すべく、赤字決算を行い、翌年から経 スケードという制度も導入した。 設置した。社長から執行役員、 る指名・報酬委員会を諮問機関として を顧問として招聘、彼らをメンバーとす した。さらに社外の大学教授や弁護士 つがガバナンスの再構築だった。200 営構造改革をスタートさせた。そのひと 就任の2000年、負の遺産と決別 業績目標を共有するミッション・カ 取締役を半数以下に削減、 社員ま

氏は話す。「業績不振に対して、 委員会事務局、事務局長の東房利彦 経営陣

制度が導入された。取締役会は月1回

CASE 2

経営のアクセル役としての統治体制 委員会設置で社内が変貌

かった。1990年代後半、バブル崩 設置会社に移行した会社のひとつだ。 アビジネスへの集中」と「意識改革」を 氏が就任と同時に打ち出したのが、「コ ようと、2000年、 で業績不振に陥っていた。これを打開し 子会社の赤字、非稼動資産の拡大など 壊、競争激化による売上低迷に加え、 しかし、そこまでの道のりは平坦ではな 二本柱とした「第二創業」だった。 パルコは2003年の改正商法で、 HOYAなどとともに委員会等 現社長の伊東 勇

各委員会の活動 おざなりではない

ず意識し、社外取締役を入れることで、 よう、取締役会・委員会などのガバナ のです。さらに、各人が共通の目標に向 員会等設置会社への移行は半ば必然だ けて頑張ることで会社の業績も上がる の社外を意識しがちですが、私どもは違 いました。役員・社員といった社内をま ンス体制を整備しました」(東房氏)。 人事や業務の透明性・納得性を高めた た。「ガバナンスというと、株主など 委員会等設置会社に移行し、 2003年に改正商法が施行された 同様な試みを始めていただけに、委 執行役

革を考えました」。 めることで、不信感の払拭と意識の改 酬に関して客観的な視点を入れるとと 外の人に入ってもらい、役員の指名や報 ラックボックス状態でした。そこで、 名や報酬など、 もに、情報のオープン化・共有化を進 への不信感が社員の間にありました。 役員人事に関してもブ

れている。 名で、うち4名が社外である。執行役 営を監督している。現在、取締役は9 開催され、経営の基本方針を決定、 がメンバーとなる経営会議は毎週開

査委員会という3つの委員会は、 な役割を果たしているのだろうか では、指名委員会、 報酬委員会、

などを見る取締役評価があることだ。 する。執行役の定量・定性両面による 員全員が推薦権をもち、 者も、この委員会で選ばれる。指名委 らず、社長をはじめとした執行役の候補 法の規定を上回る形で、取締役のみな 名と社外取締役3名の4名で構成され 会・各委員会への出席回数、 評価も行う。ユニークなのは、 る。議長は社外取締役が務める。会社 指名委員会は社内取締役(社長) 候補者を推薦 発言内容 取締役

パルコ

- ●事業内容:ショッピングセンター、専門店 総合空間事業
- ●本社所在地:東京都豊島区
- ●設立年:1953年
- ●従業員数:1602名(連結、2006年2月28
- ●売上高:2624億円(2005年度)

の開催回数は年10回と多い。

しなければいけないこともあり

委員会

社外取締役や執行役候補者を選定

CASE 3

イオン



パルコ 指名委員会 報酬委員会 委員会事務局 東房利彦氏 監査委員会

事務局長

各執行役も年1回、 に内部監査部門からの報告が行われ 査委員会は毎月開催され、四半期ごと の執行状況をモニタリングしている。監 る。議長は経営会議にも出席し、経営 監査委員会は社外取締役4名で構成 議長は常勤の社外取締役が務め 執行状況の報告を

である。連動部分は会社業績と個人業 役の報酬は固定部分と連動部分が半々 される。議長は社外取締役が務める。 開催は年5回である。 績に基づき決定される。報酬委員会の 取締役報酬は業績に連動しない。執行 1名と社外取締役3名の計4名で構成 報酬委員会は社内取締役 (副社長)

社内が活性化ガバナンス体制整

はそれ以上ではないでしょうか」。 間程度といわれていますが、うちの場合 社外取締役が費やす時間は年100時 時間かかることもよくあります。一般に、 取締役にお聞きすると、『こんなにハー ってきます。1回の会議で、2時間、 ドだとは思わなかった』という答えが返 『1年間どうでしたか?』と新任の社外 東房氏は話す。「どの委員会も活発で、

経営陣に対する不信感は払拭されたと う変わったのだろうか。「以前のような ガバナンス体制の再構築で社内はど

3

「理念による経営」を着々と進める企業理念を定款に までに世界の小売業ランキングで10位 株会社に移行した。これらは、2010年 行すると同時に、会社の形態も事業持 商法施行を機に委員会等設置会社に移 なターニングポイントの年だった。改正 イオンにとっての2003年は大き

めている、②監査委員会は3名全員、 取締役が4名ずつで経営の緊張感を高 役会議長を選定し、社内取締役と社外 あげると、①取締役会は非執行の取締 以内に入るという経営目標実現のため の、『車の両輪』であった。ポイントを

> ネットワーク)がスタートした。 する新しい動き(パルコ・ウィメンズ・ 助言により、女性社員の活躍を後押し ゆか子氏が社外取締役に就任し、その くれるアクセル機能も果たしています」。 すが、当社では、 と思います。ガバナンスというと、トッ 社内のコミュニケーションがよくなりま ッションも全社員に公開しています。 思います。社長をはじめ、全執行役のミ してくれたり、スピードを速めたりして した。委員会設置会社になってよかった 話するミーティングを行っているので、 長も全社をまわりながら、社員と直接対 プの暴走を防ぐブレーキ機能がいわれま その一例として、日本IBMの内永 経営の執行を後押し

イオン

- 業内容:総合小売業
- ▶本社所在地:千葉市美浜区
- ●設立年:1926年 ●従業員数:71171名
- (2005年2月20日現在) ●営業収益:4兆4302億円(2005年度)

いう実質性を重視し、社長の岡田元也 酬委員会ともに、 社外取締役で構成、 説明責任を果たすと ③指名委員会、

【図表3】イオンの企業統治の仕組み

すべきだとか、

毎回、

大変重い課題を頂

オンは)地域のコミュニティ再興を目指

環境問題への取り組みや、

と感じます。商品の品質や品揃えなどで に対する期待が年々、強まってきている る。「ご意見を聞いていますと、イオン





イオン 戦略部 入井啓之氏



イオン 戦略部長 辻 晴芳氏

公共のものという意識 民間企業ではない

氏が参加、

といったところだ。

一昨年のテーマは共通で「世界一感 イオン戦略部の入井啓之氏は語る。 社外取 マ

まざまな方々の声を社内に入れようと思 は環境学者、哲学者などが名を連ねる。 ーだ。一方、夢のある未来諮問委員会に 顧客の声の収集にあたる人などがメンバ ばれ、1年契約でイオン各店舗において スコミ人、さらに「お客さま店長」と呼 消費者団体の事務局長や経営学者、 ったのです」。お客さま諮問委員会は、 売業の未来といった大きな視点から、さ い、純粋なお客様の目線で、あるいは小 かも監督機能としての立場からではな 締役の方のように、業務に立脚した、し 内向きになってしまうものです。 いう2つの仕組みをスタートさせてい 日々の仕事をしていると、どうしても .委員会、夢のある未来諮問委員会と さらに独自の試みとして、お客さま諮

戴します。イオンは一民間企業ではなく、 公共のものという意識を感じるくらいで

が現実であり、 にうまく組み込んでいくことが難しいの れたとしても、すべてを実際の経営活動 のある議論が行われ、 に移されることもある。ただ折角、 ぞれの分野の執行役も同席しているた 直すことも考えている。 ップに向けて諮問委員会のあり方を見 め、その場で出たアイデアがすぐに実行 両委員会には、テーマに沿って、 発足して3年、 有益な提案がなさ 次のステ 意味 それ

理念・価値観が重 多民族国家だからこそ

会では自然な形で受け入れられたという まったのです。これを株主の皆様にも共 2001年にジャスコからイオンへの社 「1989年にこの基本理念が作られ、 といった同社の基本理念が加わった。 継続的な企業価値の向上を実現する 理念を堅持し、お客さま満足の実践と の定款が変更され、「イオンは、 今年6月に行われた株主総会で、 定款に加えたのです」(入井氏)。 有していただこうということで、 イオンの価値観のプラットフォームが定 ン行動規範が策定されました。ここで、 名変更が行われ、2003年にはイオ まを原点に平和を追求し、人間を尊重 地域社会に貢献するという不変の 株主総 お客さ 今回、 同社

であった。それぞれ年2回、

同社戦略部長の辻

晴芳氏が語 会合が開催 が「団塊の世代」、後者が「まちづくり」

がいいお店」、昨年のテーマは、

前者

効果もあるはずだ。現在、イオンには 0) があります」(辻氏)。これは投資回収額 取引先にも同じ価値観を共有してもら 格的に舵を切ったことにほかならない。 2年から比べて10倍強に伸びている。 7万8000人いて、この数は200 にしか興味がない株主を牽制し、 いたいと考え、行動規範にも同じ内容 トにほかなりません。株主だけでなく れわれはこうする』というコミットメン ことだが、これはイオンが理念経営に本 「定款に理念を加えたということは、 「お客さま株主」と呼ばれる個人株主が 理念に共感してくれる株主を増やす イオン

があり、 り、理念でいくしかないのです」(辻氏)。 ですから、ノウハウや技術、ましてお金 すが、イオングループ全体を束ねる求心 務・資本提携を繰り返して成長を図っ まで遡ると、 うことである。「当社は旧ジャスコ時代 なったのは世界的に企業不祥事が多発 は求心力にならない、やはり価値観であ 力が不可欠なのです。われわれは小売業 てきました。それぞれの会社に企業理念 こうした動きの背景に大きくあるの イオンで理念経営の大切さが鮮明に "多民族国家"としてのイオンとい 個社の独自性は大切にするので 30数年間で30社あまりと業

イオンでも同様の試みが実施されるの 営理念監査という仕組みが既にある。 裕幸氏が述べているように、欧米には経 2章の冒頭で日本取締役協会の矢内

か、注目したい。

イオンといえば、 理念経営が有名だ。

した2002年だったという。

本パートでは、 口に企業統治といっても、 日本で最も馴染み深いアメリカ型に加えて、歴史をひもときながらイギリス、ドイツ、フランスの体制を概観してみたい。 国によってその形態はさまざまだ。その国の歴史、 国民性、政策が各国の統治体制を作り上げてきた。

高橋俊夫氏(明治大学経営学部教授)

たかはし・としお 明治大学経営学部教授、経営 学(博士) 学(博士) 明治大学大学院経営学研究科 博士後期課程修了。1968年 明治大学経営学部助手、講師、 助教授を経て現職。ドイツ経営 学研究会会長。著書に「コ ポレート・ガバナンスの国際比較』(編著、中央経済社)、『組 織とマネジメントの成立』『株式 会社とは何か』(中央経済社) など多数。

ここでいうコーポレート・ガバナンスと ための企業経営の仕組みとして形成さ 義が発達するなかで、企業を発展させる は、経営陣による不正を防ぐため監視 ながら比較してみましょう。 ス体制について、歴史的な背景に触れ イギリス、ドイツ、フランスのガバナン れてきたものです。ここではアメリカ かし本来企業のガバナンスとは、 体制をいかに築くかということです。 ンスを巡る議論が盛んになっています。 資本主 L

締役が占めています。 導入に力が注がれてきました。その仕組 を兼務するのが一般的です 行のトップ 人ほどいる取締役の60~ みのひとつが社外取締役制度です。 株主価値の向上を一致させる仕組みの CEOに権力が集中しているため、 型でしょう。 クオプション制度など、経営者利益と 日本で一番知られているのはアメリカ (CEO) が取締役会会長 執行と監督機能をわけ、 ただ最近では社外 80%は社外取 (図表1)。 スト 執 15

【図表1】アメリカ・モデル

選任

指名

CEO 執行役員 監査委員会

取締役会会長 (兼CEO)

報酬委員会 指名委員会

中心主義ではなくなってきています。 表といった中立的な立場の人を選任す 残 取 るなど、取締役会そのものは極端な株主 り半分には大学教員、消費者団体代 締役の半分は他の会社の経営者を、

ここ10年ほど、コーポレート・ガバナ

資本主義の原型を 濃く残すイギリス

株主中心主義です。それは彼らが手に 主の所有物という意識が強く、 が色濃く残り、 発達を遂げてきました。その先頭にいた 所有者意識が強い点にあります。 は、 有構造も取締役会の構成員も同族的で イギリスでは現在でも資本主義の原型 会社制度は、資本主義の発展とともに Executive)と呼ばれる執行役のトップ イギリスの特徴はアメリカよりも株主の 分離させたアメリカ型を採用しています (図表2)。ただしGCE (Group Chief イギリスは、執行役会と取締役会を 通常取締役会会長を兼任しません。 会社は出資者である株 株の所

銀行は監査役会の一員となり監視役と

寄託します。そこで株主総会への出席

や議決権の行使も銀行が代行したので

さらに企業に監査役会を設けると、

従業員が監査役の一員に ドイツでは銀行が介入

般の人は株を購入すると通常は銀行に されない無記名株が用いられたため、 されました。また株に株主の名前が記載 バンク・システムと呼ばれる方式が採用 を売却して利益を得る、ユニバーサル・ が発行した株を保有し、上場したら株 は、銀行が介入しました。銀行は会社 でした。1870年代、普仏戦争の後 長できるだけの十分な資金がありません に本格的な工業化を目指したドイツで 後発組として産業化の道を歩み始めま した。そのため市場には企業が自力で成 イギリスに対して、ドイツとフランスは 19世紀から世界の富を独占してきた

する法外な報酬にも表れています。

【図表3】ドイツ・モデル 選任 選任 (同数) 監査委員会 議決委員会 仲裁委員会 指名、監督、助言 社長 取締役会



半ばになると、監査役のメンバーに労働

権をもっていることが特徴です。

20世紀

府

計

では監査役会が取締役を選任する人事 しても機能し始めました。しかもドイツ

*GCE=Group Chief Executive

定法の制定により、

当時500社ほど

見を受け入れざるを得なかったからで

そして1976年には拡大共同決

労働集約的産業であるため、

彼らの意

きは炭鉱から始まりました。石炭産業は 者が加えられるようになります。この動

強大な権力をもつ フランスのトップ

は一時、 性を基盤に、19世紀に産業化を推進す 博愛の精神を打ち立てた同国は、 89年のフランス革命で自由・平等・ りながら違う経路をたどりました。17 ーも元は公団です。その代わりに5カ年 る際は国家が主導権を握り、 働組合を合法化しています。この精神 合法化し、1884年にはすべての労 64年には労働運動のストライキ権を フランスは、ドイツと同じ後発組であ すべて国有化されました。ルノ 基幹産業 18

間がかかり過ぎて競争力を発揮できな これは労働党政権が民主化政策の一環 論も出てきています。 には寄与しませんでした。また決議に時 として導入したため、必ずしも経営改革 めることになりました(図表3)。 本側の代表者が監査役会を半数ずつ占 あった一部上場企業では、 昨今では制度改革を訴える議 労働側、 資

制法により、最高経営責任者と会長を分 過ぎるため、 役会の企業ではトップに権限が集中し ています (図表4③)。ただ単層型取締 そして1966年の商法改正により執 型を採り、 企業の約4分の1がこの方式を選択し 締役会」も選択可能となり、現在では大 行役会と監査役会からなる「二層型取 会長を兼務してきました(図表4①)。 が執行と監督を担う「単層型取締役会」 ガバナンス体制は、 最高経営責任者が取締役会 2001年制定の新経済規 元来は取締役会

意味をもってくるのです。

ガバナンス体制は収斂

ヒト モノ・カネが簡単に国境を越

来てくれるため、フランスではこうした はありますが優秀な人材が民間企業に のです。実務経験が不十分という弱点 業のトップとなり絶対的な権力を掌握 ランスでは「グラン・ゼコール」と呼ば 絶対的な権力をもつことにあります。フ ランス大統領と同じく、企業のトップが ディリシズムと呼ばれる労働・資本・政 天下りは歓迎されているのです。 して取締役会を仕切っている例が多 る義務を果たすと、その後は民間大企 れる高等教育機関を卒業したエリート 人材が、卒業後行政官庁に10年間勤 同国の特徴は、 の協議体を設けて調整を図りました。 画や長期計画を策定するときには、 強大な権力をもつフ

離できるようになりました(図表4②)。

社」まで株式会社として一括りに論じ にあって大きな変化です。この「一円会 円会社」は資本に信用を置く株式会社 たが、新しい会社法により現在では1円 立できました。商法改正により最低資 起人は7人で、35万円で株式会社を設 年の商法改正前までは1株5万円、 めています。一方日本では、 せん。アメリカでは州ごとに会社法を定 会社は1万5000社ほどしかありま ドイツの資本金は高く、ドイツでは株式 国によって異なるからです。フランスや 株式会社設立に必要な最低資本金額が う。その際、 体制はある程度は収斂していくでしょ える現代においては、今後ガバナンスの わりの基準として証券市場への上場が ることは意味がなくなります。そこで代 でも設立可能となっています。この「一 本金額が1000万円に変更されまし 上場基準だと私は見ています。なぜなら 鍵になるのは証券取引所の 1 9 9

的に揃えることが必要でしょう。 引所が連携して厳格な上場基準を国際 を排し社会性を取り込むべきです。 場で資本を集めるという社会性を利用 す。これが今日の企業の信用の大きな部 ランドなど莫大なメリットを享受できま 要ですが、それに加えて、各国の証券取 浄能力を備えるよう求めていくことは肝 それを脱私化と呼んでいます。組織に自 している以上、企業みずからも私的要素 分をつくっているのです。上場企業は市 企業は上場によって信用や名声、 私は

もの言う株主が経営に求めるもの

彼ら「もの言う株主」が経営者に求めるものを探った。 外国人は25%を占める。 さらに意外と知られていないが、年金基金は10%以上を占めている。 近年、企業の株主構成比率は大きく変化してきた。 今や日本の上場企業(ジャスダック上場企業を除く)において個人株主は20%.

企業は公器 年金通 王 一民の時代

矢野朝水氏(企業年金連合会 専務理事)

やの・ともみ 企業年金連合会



専務理事 正条千年建日 マイの仕事 1945年生まれ。1969年京都 大学法学部卒業、同年厚生省 入省。厚生年金基金連合会企 画振興部長、厚生省年金局長 などを経て、2001年厚生年金 基金連合会専務理事(2005年 本金建合会等例理事(2005年 10月に企業年金連合会へ改名)。共書に『株主が目覚める日―コーポレート・ガバナンスが日本を変える』(商事法務)など。

3年連続のマイナス運用で もの言う株主」に変わった

冷え込み、特に2000年度からは3 ところがバブル崩壊後に株式市場が

えるようにするには、資本市場の安定的 必要があります。 企業の長期的な株主価値の向上を図る しています。将来も確実に年金を支払 も約4兆5000億円を日本株に投資 年金連合会(以下、「連合会」と省略) 公的年金や企業年金のお金です。企業 そ500兆円。このうち約10%強が な発展が不可欠で、そのためには個々の 日本の株式市場の規模はおよ

だけでなく、 連続で赤字かつ無配の場合は取締役の じ基準で議決権を行使するよう依頼し、 求める条項も入れました。自家運用分 再任に反対する」といった経営責任を 権行使基準を定め、その中には「3期 行使です。2003年には独自の議決 まず初めに取り組んだのが、議決権の 委託先の運用機関にも同

にはものを申していくことにしたので きるのです。そこで連合会では国内株式 まれた富によって年金も確実に支給で 資をして経済成長を図り、その結果生 ないという意見も出てきました。しかし 連合会の年金も2兆円の不足金が生じ 企業年金の解散や給付減額が相次ぎ、 年連続で株価が大幅に下落したため、 富を生み出すのは企業です。企業に投 て倒産の危機に直面したのです。そのた から3年連続でマイナスになりました。 企業年金の運用利回りは2000年度 への投資を続けると同時に、 め、年金は国内株式に投資すべきでは 問題企業

> 送ることにしたのです。 企業の経営をチェックし、 います。このように議決権行使を通じて メッセージを

現在では反対比率は25%程度になって

長期的な価値向上を求め カバナンス改革を訴える

クする仕組みであるコーポレート・ガバ くことが不可欠です。また経営をチェッ 消費者、取引先、地域社会など幅広 的な株主価値向上のためには、従業員 するものではありません。むしろ、長期 業員などステークホルダーの利益と対立 るのです。なお、株主価値の向上は、従 パフォーマンスを上げてもらう必要があ が長期的な株主価値の向上を目指して 制度の安定のためには、日本企業全体 点を重視しています。したがって、年金 年金は長期の資金ですから長期的な視 ステークホルダーとのよき協力関係を築 企業のほとんどに投資しています。また、 年金資金は巨額にのぼるため、上場

【図表1】コーポレート・ガバナンスファンド組み入れ企業名一覧(銘柄コード順)

[EDX.17 4.5 1 33.43	**************************************	36 (PHII) - 1 /IX/
明治製菓	日本精工	東京エレクトロン
アサヒビール	日立製作所	三菱商事
ローソン	東芝	伊勢丹
アスクル	三菱電機	ニッセン
ニイウス コー	オムロン	パルコ
キッコーマン	日本電気	イオン
昭栄	沖電気工業	新生銀行
帝人	松下電器産業	スルガ銀行
ダイセル化学工業	ソニー	オリックス
花王	TDK	大和証券グループ本社
エーザイ	パイオニア	日興コーディアルグループ
参天製薬	スミダコーポレーション	商船三井
第一三共	横河電機	イー・アクセス
コニカミノルタホールディングス	ヤマハ発動機	JSAT
マンダム	良品計画	東京瓦斯
旭硝子	HOYA	メイテック
日本板硝子	バンダイナムコホールディングス	ベネッセコーポレーション
小松製作所	三井物産	

ときに対応が早く、損害が最小限に食 立されていれば、不祥事や問題が起きた い止められると期待できます。 ています。またよいガバナンス体制が確 的にはプラスの相関関係があると言われ かというと、短期的にはともかく、

ガバナンスファンドの創設で ||体的企業名を示す

具体的な基準がありません。そこで連合 定めている国が多いのですが、日本には については証券取引所が具体的基準を いどういうものでしょうか。ガバナンス それではよいガバナンスとは、いった

> 年にコーポレート・ガバナンスファンド 会では、株主の目から見た望ましいガバ を創設しました。 ナンスの具体像を示そうと、

ナンス体制を充実することが必要なので

ガバナンスがよくなれば株価は上がる

長期

場の約1600社を対象にアンケート 点で採点し、上位企業をファンドに組 調査とインタビューを行い100点満 報酬システム」「コンプライアンスとリ 機づけ、監督する仕組みです。その具体 パフォーマンスをあげるように経営を動 100億円を投じました。次年度には み入れました。初年度に43社を選定し、 報開示・説明責任」「取締役会」「役員 的な基準を「株主価値重視の経営」「情 した。この基準に照らして東証一部上 スク管理」の5つの項目にわけて作りま :値の長期的な向上を目指して経営の

コーポレート・ガバナンスとは、株主

ます (図表1)。

アンドに組み入れた企業名は、他の企業 10社、50億円を追加し、現在は時価 ースで約250億円となっています。

営にあたっていただきたいと思います。 者には、会社は国民の将来を左右する 用成績次第で自分の将来の年金が変わ のお金が株式市場で運用されて、その運 的な株主となっており、国民の老後は資 のは、国民のすべてが年金を通じて実質 まさに公器であるという意識をもって経 残念ながら乏しいようです。しかし経営 れませんし、経営者にもそうした意識は ることを認識している人は少ないかもし 価値によって左右されるからです。年金 本市場、最終的には個々の企業の株主 連合会が株主価値の向上を重視する

報 開 資家にも理解される 説明を

マーク・ゴールドスタイン氏(一SSJapan 代表取締役)

この10年間で12%から27%に上昇し、 になりました (図表2)。海外の投資家 市場全体の4分の1以上を占めるまで 日本企業の外国人株式保有比率は

の中には、特定企業の株を短期に売買

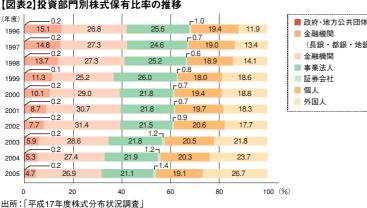
年金基金や投資信託といった、インデ 長期的に持ち続ける機関投資家です。 ックス運用で市場の株を幅広く購入し、 するヘッジファンドもいますが、大半は

問題解決を訴える議決権を行使して

営問題を解決しようとします。しかし彼 スの改善を訴え、議決権を行使して経 た運用益を高めるために企業のガバナン 彼らは受託者責任を果たすため、ま

の基準は、その議案が株主にとって利益 しています。賛成すべきか反対すべきか ティテューショナル・シェアホルダー・ 可能です。そこで私たちISS(インス らが議案すべてを分析することはまず不 間に限られ、また言葉の問題もあって彼 す。検討する時間は長くても1~2週 案される議案の数は膨大なものになりま して議決権をどう行使すべきかを助言 サービシーズ、本社米国)が議案を分析 らは数百社の株を保有しているため、 し、機関投資家が株式保有先企業に対

【図表2】投資部門別株式保有比率の推移



マーク・ゴールドスタイン Marc Goldstein ISS Japan 代表取締役 1965年、アメリカ生まれ。 1965年、アイテルエので、アイスレヤン大学東洋学部卒業。メリーランド大学大学院修了、ミ リーランド大学大学院修了、ミシガン大学ロースクール修了。 1997年ISS米国本社入社。 2002年東京オフィス設立と同時 に駐在、現在に至る。

通

の基準と、

退職慰労金のような日本

になると判断できるかどうかです。

スト

クオプションなどに関する国際的に共

独自の制度に対応した国別の基準を設

けています。

ナンス合格企業は1 家の視点で見ると

くつかあります。 ガバナンスに問題がある9割の企業には 年でガバナンスのよい約1割の企業はよ を顧客に抱え、その約半数が日本企業 変化は見られず、 りよくなったとように見えます。 多くの日本企業を見続けてきて、この10 っています。 に投資して計約3000社の株主にな ISSは現在1600の機関投資家 機関投資家の視点から数 改善を望みたい点が しかし

金融機関

全融機関

個人

外国人

(長銀・都銀・地銀)

親会社の役員が社外取締役に就任して 立取締役です。日本では利害関係者や 監視役として機能しているといえませ いる会社も多く、 たが、ISSが求めるのはあくまでも独 日本でも導入する企業が増えてきまし があります。次に社外取締役については、 通知の早期送付といった形式的なこと まず、株主総会開催日の分散や招集 一般株主を代表する

してきた人が務めることが多くなってい トップは終身雇用制度の中で内部昇進 もうひとつ理由があります。日本企業の 私たちが独立取締役を求めるのには

う基準で候補者を選び、

なぜこの候補

取締役の選任案を出すときは、

どう

出 相談役に就いて会社にとどまる人も多 は社長を退任した後も会長や名誉会長、 Aで学ぶような一般的な経営知識 れることを期待しているのです。 の成功経験や失敗事例から助言してく 重要です。そこで独立取締役に、 十分に高められるとは限りません。 みになりますが、それだけで株主価値を いただきたいと思います。 いようですが、彼らには積極的に社外に て行って独立取締役として活躍して の組織の経験や実情に関する知識も 内部の実情に通じていることは強 日本で 他社 М В Þ

|案には反対する| |断に足る情報なけ れば

者 責任を果たさなければなりません。 を作成し情報開示をして株主への説明 がわかる透明性・公平性のあるルー 3つがポイントになります。 株主へのIR やPRは経営者の基本的な義務です。 金調達の必要のない企業もありますが、 るために上場する企業や、上場しても資 るようです。まず日本では知名度を上げ そもそも、 は、議案が決まるまでの議論の過程 場している以上、既存株主や潜在的 さらに透明性、 経営陣の考え方を改革する必要があ ガバナンスの改善のために (投資家向け広報活動 公平性、説明責任 つまり経営 例え 0

> ます。 が株主利益にどういう影響を与えるの 論に至るまでの議論の過程と、 者が適任だとするのかを示す必要があり かを明らかにすべきです。 たいというなら、導入が必要だという結 敵対的買収への防衛策を導入し 防衛策

場合、 あり、 得なくなります。第三者割当増資 断不可能として議案には反対せざるを きるだけの情報が開示されなければ、 には理解に苦しみます。 や意図が示されないことが現実には多く などの重要な議案にさえ、増資する理由 特に株主価値に影響を与える議案 経営陣はなぜ提示しないのか、 株主価値を向上させると判断で <u>*</u>

す。 ば、 くない、またはできないというのであれ と認識して、株主にいかに理解してもら 者は説明責任を果たすのは義務である のではありません。株主は経営者の一 していくべきなのです。 い納得してもらうかという観点から行動 て最低限の義務を果たせばいいというも 動に監視の目を光らせています。経営 企業は法律で定められた手続きを経 経営陣は上場廃止を選択すべきで 情報開示をした

第三者割当増資

業務提携の相手先や取引先、発行会社と関係のあ べきだとされる。 ること。既存株主の利益を侵害する恐れもあるの る特定の者に新株引受権を与え、新株式を発行す × 発行条件を含めて株主総会で特別決議を経る

もりおか・こうじ 株主オンブズマン代表、関西 大学経済学部教授 1944年,大分県生まれ。1969 年京都大学大学院経済学研究 科博士課程退学、同年大阪外 語大学助手、74年関西大学経 済学部講師、同助教授を経て 府子部調師、同助教授を経亡、 83年より現職。経済学博士 (京都大学)。専門は、株式会 社論、企業社会論、労働時間 論。著書に、「働きすぎの時代」 (岩波新書)、『粉飾決算』(岩波 ブックレット)、『日本経済の選 択』(桜井書店)、他多数。

【図表3】株主オンブズマンが行った株主提案(抜粋)

[四式O] WITH STATE OF THE STATE				
総会年	会社名	提案内容	賛成率 (%)	
1996	日本住宅金融	営業譲渡反対	29	
1998	山一證券	責任追及委員会の設置	*	
2000	住友銀行	役員報酬の個別開示	3.1	
2002	ソニー	役員報酬の個別開示	27.2	
		女性取締役の選任	17.5	
2003	トヨタ自動車	総会開催日の集中回避	12.7	
		役員報酬の個別開示	15.3	
	ソニー	役員報酬の個別開示	30.2	
2004	ソニー	役員報酬の個別開示	31.2	
	トヨタ自動車	役員報酬の個別開示	19.6	
		政治献金の開示	5.4	
2005	ソニー	役員報酬の個別開示	38.8	
	トヨタ自動車	役員報酬の個別開示	25.1	
2006	ソニー	役員報酬の個別開示	46.7	

※流会のため採決できず

長

ることになりました。

たのでした。 個人株主もいました。こうした状況の中、 騰していました。また住専最大手の上場 処理への税金投入を巡って、 は破綻した住専(住宅金融専門会社 立は今から10年前の1996年。 することを目的とした市民団体です。設 正を是正して、 きを、マスコミは どを求める5つの株主提案を行いまし 業譲渡反対や責任追及委員会の設置な 株主オンブズマンは日住金に対して、 に対して、 企業であった日住金(日本住宅金融 賛成を獲得。 結果は営業譲渡反対の提案に29% 経営者の責任追及を訴える こうした個人株主の動 「株主の反乱」と報じ 世論が沸 当時 営

あるように見える個人株主の中にも、会 ました(図表3)。これらの活動を通じ マンではさまざまな株主提案を行ってき てわかったのは、リターンだけに関心が いるということ、そして個人株主でも あれば意思表示をして行動に移す人 経営のあり方に関心をもち、きっかけ 日住金への提案後も、株主オンブズ

透明性と社会 一杯 岡孝一氏 (株主オンブズマン代表、関西大学経済学部教授) 一的責 任を求める

個

会計士などの専門家と市民が連携し、 株主の立場から企業の違法行為や不 株主オンブズマンは、 健全な企業活動を推奨 弁護士や公認 くれるのです。 0)

会社を動かす株主提案の賛成 10 %が

迎え入れ、 視する社外取締役と食品安全委員会の そして全国消費者団体連合会前事務局 するとすぐに同社の岡田晴彦副社長 設置を求める株主提案を行いました。 て、 制度を利用した偽装・詐欺事件を受け 雪印乳業の子会社で起きたBSE対策 中には積極的に意見を取り入れてくれ に対して、企業の反応はどうかというと、 を起こしていた同社に食品の安全を監 る企業も出てきました。2002年、 (当時)が株主提案を受け入れると表明。 こうした「もの言う」 の日和佐信子氏を社外取締役として その2年前に牛乳集団食中毒事件 企業倫理委員会を発足させ 個人株主の動き 集まれば会社は変えられるということで

単元1000株なら3万株) ますが、ご賛同いただけませんか」と手 「こういう株主提案をしたいと考えてい 名簿から抽出した一部の株主の方々に、 は100人に手紙を送れば、 紙を送ります。 主名簿の閲覧・謄写の権利を使って、 でもてるものではありません。そこで株 が必要ですが、とてもひとりの個人株主 人が提案に賛同して委任状を送って 株主提案を行うには30 するとこれまでの経験で 0 以上の株 1~2割 完

> す。 は対応せざるを得ないと認識されていま 10%を超えれば株主の意見として企業 比率10%がマジカルナンバーと呼ば 得なくなるでしょう。アメリカでは賛成 の賛成が集まれば企業も対応せざるを の賛成が必要ですが、実際にはある程度 株主提案で定款を変更させるには67% 開催日の分散の提案が12%の賛成を得 2003年のトヨタ自動社への総会 翌年から開催日が移動しました。 れ

す。 るかもしれないという期待があるからで 開 を知りたいからです。そして同社が個別 いるのか、 ではなく、 額の公開で十分」として、個別開示に 年行ってきた役員報酬の個別開示を求 求めるのは、 は至っていません。私たちが個別開示を 46・7%に達しましたが、 める提案は、年々賛成が増えて今年は 示に踏み切れば、 方で、 また業績と連動しているのか 報酬がどのように決定されて 2002年からソニーに毎 報酬額の多寡を論じるため 他の企業も追随す 同社は

になり、健全な企業社会の実現につな ときに会社を守ってくれる株主の育成 尊重した経営をすることが、いざという 株主価値の向上なのです。株主価値を を導入し、社会的責任を果たすことも の意思決定の内容とその過程に透明性 重は株価向上だけではありません。 発と社会的責任です。 私たちが企業に求めるのは経営の透 株主価値 心の尊

がると考えています。

働き方モデルのあり方が問われる

工代将章(本誌編集長)

することで明らかにしようというのが、 ずるべき役割や求められる期待値、 り、間接的に取締役など経営層の役割 責任や内部統制などについて定めてお だ。会社法や金融商品取引法も、経営 と従業員の関係を新たに問い直すもの この特集の趣旨だ。 に乗って変化しているのか、法制に注目 に言及している。従業員と経営者が演 *働き方モデル*がどのような「流れ_ 今回とりあげた労働契約法は、会社 つま

共同体的モデル キャッチアップ経済と

観してみよう。 してきたか、戦後から90年代半ばまで概 これまでの労働関係がどのように成立

とその生活を担保する必要があった。こ 職後のOB会に至るまで丸抱えで社員 員中心の横並び型・長期雇用の人事シ れは高度成長期へと至る過程で、正社 業は教育機会から福利厚生、社宅、退 戦後、社会資本の乏しい時代に、 企

> と法理が織り成して、その時代に適合 保った。労働関係の法規や判例法理な を企業に認めるというように、共同体イ など労働条件については一定の柔軟性 ども、解雇要件は厳しい一方で、配置 キャッチアップ型経済のもと長く安定を 企業に高い効率性や生産性をもたらし、 した社会システムを形成していった。 メージを前提にしていた。現実の働き方 ステムへと収斂していった このような。共同体的働き方モデル』は

を打開できず、商品開発やマーケティン 性はほころびを見せ始める。どの産業で れるようになった。 門性のあるプロフェッショナルが求めら グ、経営スタッフなど、あらゆる面で専 同質的人材だけではビジネスの状況 ン」が求められるようになった。社内 「選択と集中」「差異化」「イノベーシ しかし90年代以降、このモデルの有効

> うになったのだ。 能組織的働き方モデル〟が志向されるよ のストック・オプションが解禁された。。機 制面でも裁量労働制の拡大や経営者へ とする価値指向型の処遇・報酬システ ムへと大きくシフトした。この時期、法 や業務ミッションの大きさなどをベース **人事システムも、顧客への提供価値**

労働契約法を契機に 新ヴィジョンを描け

だが、多様な雇用形態や就業形態を認 ないと感じている。 るのかについての検討が、まだ十分では 作るべきなのか、新法にどんな魂を込め めることを通じて、どのような社会を形 契約法は、多様な雇用形態や就業形態 あるいは、法が社会をリードしていく。 への、企業の対応を求めようとしている。 体だ。実態にあわせて法が整備され いまその内容が検討されている労働 つまり、社会の実態と法制とは表裏

> 論を進めるのであれば、法によって却っ 雇用ルールも、単に「有期雇用=安い 場合が多い。現在検討されている有期 業の人件費抑制策として始まっている てその認識を後追い固定してしまわない 人件費の労働力」という認識のまま議

たらすだろう。 能力発揮と活躍の場が提供できれば、 法がきっかけとなって、より多くの人に 価値軸に光を当てることが必要だ。新 ながらなければならない。賃金の高低だ 企業にも働く人にも大きなメリットをも フバランスなど、労働が持ついくつもの アへのチャンス、社会参加、ワークライ けでなく、能力開発機会や、次のキャリ たな働き方モデルや価値観の創造につ 雇用形態・就業形態の多様化は、新

発が求められる。人事部の機能の一つ 実務家として新たな働き方モデルの開 整備だけでは成立しない。人事部には、 は「チェンジ・エージェント」(D・ウ こうした次の時代へのヴィジョンは法

雇用形態の多様化は、実態として企

ルリッチ)なのだから。